



は、教育委員会に對し指示できる」とを明確化することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。石井浩郎君。

(石井浩郎君登壇、拍手)

○石井浩郎君(自由民主党の石井浩郎です。)

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたしました。

教育委員会制度の改革については、自民党内では野党時代から時間を掛けて議論をしてまいりました。今回の改革は、昭和三十一年に教育委員の公選制が廃止されて以来、およそ六十年ぶりの大改革となります。まずは、今回の制度改革に臨む決意と改革の必要性について、安倍総理と下村大臣、お二方にお尋ねいたします。

今回の改革の最大の目的は、教育行政の権限と責任の明確化であります。これには、教育委員会内部の権限関係と、首長と教育委員会との関係という二つの側面があります。

教育委員会内部の権限関係は、これまで、教育委員会の会議を主宰し代表する非常勤の教育委員長と、教育委員会の指揮監督の下で実務を取り仕切る常勤の教育長の二本立てであります。今回の改正案は、両者の役割を併せ持つ新たな教育長を置くというのですが、これまで両者が分かれていった理由と、今回これを一本化する意義について下村大臣の御見解をお尋ねします。

次に、首長と教育委員会との関係ですが、改正案では、首長が議会の同意を得て教育長を直接任

命することとなっています。確かに、非常勤の教育委員の中から常勤の教育長を互選するという現行制度には無理があり、今回の改正は、実態と乖離していた制度を実態に合わせるという面もあると考えます。その点も含め、首長が教育長を直接任命することとした趣旨について下村大臣にお尋ねいたします。

改正案には、首長による大綱の策定や、首長と教育委員会による総合教育会議の創設も盛り込まれています。ここでは、教育内容について首長がどこまで関与するのかが焦点となります。個別の教科書採択や人事などについては、首長が口を出することは政治的中立性の観点から問題があると考えます。

一方で、首長が定める大綱は、教育振興基本計画の基本的な方針を参考して定めるとなっていました。教育振興基本計画は、その半分が教育内容について書いてあります。それを参考して定める大綱も、当然教育内容について書く必要があるでしょう。大綱について議論する総合教育会議でも、もちろん教育内容について議論が行われるはずであります。

大綱や総合教育会議を通じて、首長がどこまで教育内容に関与するのか、その際に、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保はどうに因られるのか、下村大臣にお尋ねします。

次に、スポーツ行政の振興について下村大臣にお尋ねします。

大綱では、教育、文化及び学術の振興について策定するとされています。スポーツ行政は、ここで言う教育文化に含まれると理解しています。

また、大綱の策定に当たっては、教育振興基本計画を参考しますが、スポーツ基本法に基づいていた理由と、今回これを一本化する意義について下村大臣の御見解をお尋ねします。

次に、首長と教育委員会との関係ですが、改正案では、首長が議会の同意を得て教育長を直接任

定めるよう努める地方スポーツ推進計画については参酌するのかも含めて、今回の大綱とこれらの計画との関係についてお尋ねいたします。

最後に、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックについてお尋ねします。

二〇二〇年に向けて、活躍する選手は現在の中学生や高校生も多いと想定され、地域におけるスポーツの底上げが大事だと考えます。二〇二〇年に伺います。

政府全体としてしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石井浩郎議員にお答えをいたします。

今回の制度改正に臨む決意と改革の必要性についてお尋ねがありました。

現行の教育委員会制度は、これまで約六十年にわたり、教育の政治的中立性の確保等に重要な役割を果たしてきましたが、今般、いじめ等の重大な事案が生じる中で、責任の所在の不明確さ、危機管理能力の不足などの課題が顕在化しております。

このため、改正案において、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長と教育委員会との連携の強化などを

行うものです。今回の改正により、教育委員会制度の抜本的な改革が図られ、安倍内閣の大きな柱である教育再生の基盤が築かれるものと考えております。

地域スポーツの振興策についてのお尋ねがありました。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップレベルの選手の競技力向上は

国が定めるスポーツ基本計画と、地方公共団体が

害者など、誰もがスポーツに親しめる環境を整備していくことが重要と考えます。

政府としては、地域の拠点となるスポーツクラブにトップアスリートを指導者として招く取組を推進するなど、中学生や高校生も含めた地域ス

ポーツ活動の活性化に取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(下村博文君) 石井議員から六つの質問がありました。

最初に、今回の制度改正に臨む決意と改革の必要性についてお尋ねがありました。

安倍内閣における教育再生の実現のためには、責任ある地方教育行政体制が構築されることが重要であると考

えます。

現行の教育委員会制度について、教育委員長と教育長のどちらが責任者が分かりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるといった課題があると考

えます。

このため、改正案において、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責

任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地

域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、いじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終

的な教育行政の責任を果たせるようになります。

このため、改正案において、政治的中立性、継

続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責

任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地

域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、いじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終

的な教育行政の責任を果たせるようになります。



ている教育長はそれを実行せざるを得なくなるのではないでしようか。まして、先ほど指摘したとおり、首長と教育長が協力すれば、大綱にあらゆることを書き込んで教育委員会の権限と役割を制限してしまうことも可能であり、政治の暴走を止めることができなくなるのではないでしようか。

下村大臣、首長が、大綱を利用して、本来教育委員会の権限に属する事務の管理、執行権を侵したりしないことをいかに法令上担保されるおつもりか、明確な説明をお願いします。

次に、教育長の任期を三年とした理由についてお聞きします。

政府は、教育長を首長の直接任命とした理由は、首長の任命責任が明確化することだと説明していますが、一方で、教育長の任期を三年としたことによって、任命した首長が選挙で交代してしまった場合には、その任命責任が失われてしまうことになります。新しい首長の教育方針が前任者と異なる場合には、首長と教育長との間に溝が生まれ、かえって教育行政を混乱させる結果を招くのではないかでしようか。また、結果的に、首長が交代した場合には、教育長も辞めざるを得なくなる状況を招き、かえって制度の形骸化を招く恐はないでしようか。

これら二つの懸念について、下村大臣の御説明をお願いします。

次に、教育長の権限拡大についてお聞きします。

まず、今回の法案によつて、教育長の権限は現行と比べてどの領域でどれだけ強化されるのか、具体的に御説明を願います。あわせて、なぜそのような権限強化が必要なのか、それによつて現状の地方教育行政上の課題がいかに解決されるのか、下村大臣、是非分かりやすい具体例を挙げて明確に御説明をお願いします。

その上で、それだけ権限が強化される教育長が万が一にも暴走してしまつた場合、またそのよう

な暴走を未然に防ぐために、誰がどのように教育長の職務執行状況とその内容をチェックして歯止めを掛けることができるのでしょうか。

二〇一一年の大津市いじめ事件では、事件後、第三者調査委員会が報告書の中で、教育委員に対しても教育委員会事務局や学校側から詳しい情報提供がない、委員が重要な決定のうち外に置かれていることを指摘し、重要なのは教育長以下事務局の独走をチェックすることであるとして、教育委員会事務局が執行する事務を監査する部署を外部に設置することなどを提言しています。

しかし、今回の政府案には、教育委員会事務局の強化や体制の見直し、第三者による監査制度の導入などの具体的な改善策は見当たりません。本

法案において、教育長や教育委員会事務局に対する有効なチェック機能がどう確保されているの

か、また、教育長と教育委員との間の情報格差をなくすためにどのような対策が講じられるのか、

下村大臣、御説明をお願いします。

加えて、学校当事者や市民などによる有効なチェック機能を働かせるためにも、総合教育会議及び教育委員会での議事録の作成及び公開の義務化は必須だと考えますが、なぜ義務化されないのでしょうか。下村大臣は、可能な限り、議事録を作成し、公表するよう指導していくと説明されておりますが、そうであれば、むしろ原則義務化して、規模の小さい教育委員会には必要な支援や援助を提供する方がよっぽど改革の整合性があると考えますが、なぜそうしないのか、併せて御説明をお願いします。

最後に、教育に学校現場の当事者の実質的な参加、参画を確保することの必要性についてお聞きします。

下村大臣は、衆議院の答弁の中で、緊急のいじめ問題への対応については、基本的には学校現場

ることではないと説明しています。とすれば、今回の改正案においては、むしろその学校現場での対応力強化について具体的な策を講じるべきだと思いますが、この点について政府案では何ら改善策を示しておりません。

そもそも、緊急事態に限らず、個々の子供たちの興味や個性に応じた豊かな教育を提供していくためには、学校現場の教育関係者や当事者である親御さんたち、またそれぞれの学校を支える地域のコミュニティーの皆さんのが学校運営に参加、参画し、子供たちに最も近いところで様々な課題が迅速に解決される仕組みこそ必要なのだと思いま

す。

この点について、なぜ今回の改正でそのことに焦点が当たられていないのか、今後、学校運営協議会を全ての学校に配置にして、現場における教育体制をより充実強化していく考えはないのか、安倍総理の見解をお願いします。

以上、政府提出法案に対する質問を申し述べま

した。

安倍総理は、衆議院本会議における我が党の菊田真紀子議員の代表質問に対して、民主党政権は、政権を担つていた三年間、教育改革に何をやつたのでしようかと驚くべき発言をされています。しかし、安倍総理御自身が一番よく御存じのはずです。民主党政権下では、教育予算の拡充、公立高校の授業料無償化の実現、国際人権規約の留保撤回、奨学金の拡充、少人数学級の推進、そしてコミュニケーション・スクールの導入促進など、具

主党政権の手柄を、成果を苦々しく思うのはいいですが、実事をねじ曲げて、政局判断でいい政策を潰して、子供たちに被害を与えるのは到底看過できません。

冒頭、私の懸念を申し上げましたが、今、政府

が進めようとしている教育改革は、教育における国際介入を強化し、国家の意思や特定の思想信条を教育現場や子供たちに押し付け、さらには、テストの点数で子供たちや学校を競わせて、その結果のみで優劣をつけ差別化するなど、国が子供たちを自分たちの思う方向へ誘導する、まるで戦前の教育への回帰を図つているのではないかと思え

てなりません。

今回の地教行法の改正は、六十年に一度の大改正であり、憲法で保障された教育権を、そして日本の次代を担う子供たちの豊かな学びの権利を地域社会全体で支え、強化していくための改正でなければなりません。そのためには、責任体制を明確化しつつも、教育の政治からの中立性と地域の独立性を確保し、子供たちに最も近い学校現場の教育体制を強化していくことこそ、私たちが実現しなければならないことだと信じます。

これから始まる参議院での審議を通じて、より望ましい方向に地方教育行政を進めていくことができるよう与野党挙げて取り組んでいくことを同僚議員の皆様に要請し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣安倍晋三君 石橋通宏議員にお答えをいたしました。

戦前の教育の反省と日本国憲法が保障する教育権についてお尋ねがありました。

戦前の教育の反省と日本国憲法が保障する教育権についてお尋ねがありました。戦前の教育については、明治以降、日本を近代化するという役割を果たしつつも、戦争を遂行するために国家というものを余りに重視し過ぎて、個人の権利その他のが抑圧されたとの反省に立つております。

また、日本国憲法二十六条においては、第一項で、全て国民はその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有すると定めるとともに、第二項では、保護者が子供に教育を受けさせる義務と義務教育の無償について定めています。これを受け、国は無償での義務教育を提供するとともに、家庭の経済状況等によって子供の教育の機会が妨げられるこのないよう支援をしてきたところであります。

会の職務権限は変更しないこととしております。さらに、教育委員の側からも会議の招集を求めることができることや、教育委員会から委任された事務について教育長は報告しなければならないことを規定しております。これらにより、教育の政策的中立性、継続性、安定性は確保されるものと考えております。

学校運営協議会を必置とすることについてお尋ねがありました。

改正案における教育長については、現行制度よりも一層首長の意向を反映しやすくなるという観点から、任期を首長の任期四年よりも一年短い三年とすることで、首長の任期中、少なくとも一回は自らが教育長を任命できるようにしております。

るものと考えます。  
次に、教育長へのチエック機能についてのお尋ねであります。  
教育長の権限が大きくなることから、首長や議会のチエック機能を強化する観点で、教育長の任期を首長よりも一年短い三年としているほか、総合教育会議という公開の場で民意を代表する首長と協議、調整を行うことにより、より一層教育行政における民意の反映が図られると考えております。

政府としては子供たちが教育を受ける権利を享受し、その能力を伸ばすことによりそれぞれの夢を実現できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

地域や子供の実情に応じた質の高い教育を実現するためには、学校運営に保護者や地域住民の参与を得ることが重要です。このため、教育委員会が指定する学校に、保護者等が学校運営に参画できる学交団協議会を設置することとし、その

ことすることにより 教育の継続性 安定性の確  
保が図られると考えております。

また、教育委員による教育長のチェック機能を強化する観点から、教育委員の側から会議の招集等の請求や、教育委員会から教育長に委任した事務の管理及び執行の状況の報告をしなければならない。

改正案においては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととしており、これによれば、より教育行政の責任体制の明確化が図られるとしております。

また、予算案の編成及び執行や条例案の提出等の権限を持つている首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議を設置することとしております。これにより、首長が連帯して教育行政に責任を負う仕組みが整うこととなり、その役割が明確になるものと考えております。このため、責任体制に混乱を引き起こしたり、意思決定や教育行政の遂行を停滞させたりするとの懸念は当たらないと考えております。

総合教育会議と教育の政治的中立性についてお尋ねがありました。

進を図つてゐるところです。なお、その設置については、地域や保護者者の状況が多様であることから、一律に義務付けることとは考えておりません。

○国務大臣(下村博文君) 残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣(下村博文君) 石橋議員から六つの質問がありました。

最初に、大綱と教育委員会の執行権限についてお尋ねがありました。

首長が大綱を定める際には、執行機関である教育委員会と十分に協議し、調整を尽くした上で等定することが肝要であります。仮に十分な協議、調整がなされないまま首長が大綱に記載した場合、当該事項の執行については、執行機関である教育委員会が判断することとなります。

現行制度においては、教育長は、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどることともに、事務局を統括し、所属の職員を指揮監督することができます。新教育長は、現行の教育長と教育委員長の立場を一本化したものであることから、現行の教育長が有するこれらの権限に加え、現行の教育委員長が有する教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する権限を持つということになります。これにより、教育行政における責任体制が不明確であるという従来の課題が解消し、教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確となります。

また、新教育長が教育委員会会議の招集権者となることにより、会議を招集すべき時期や議題となるなど、これまでの慣習を踏襲する形で運営されることが予想されます。

いことを新たに規定をしております。さらに、住民によるチエツク機能を強化する観点から教育委員会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならぬことを規定しております。これらを通じて、教育長への適切なチエツク機能が働くことになるものと考えます。

次に、教育長や教育委員会事務局に対するチエツク機能及び教育長と教育委員との間の情報報格差をなくすための対策についてのお尋ねであります。

教育長や教育委員会事務局に対する第三者によるチエツクについては、現行法においても教育委員会自らが行う事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会への提出が規定されているほか、議会において教育委員会の事務執行についての質疑が行われております。

教育長と教育委員との間の情報格差をなくすた

総合教育会議は、首長と教育委員会という執行機関同士が協議し、調整を図るものであり、両者の結果で調整が付いた事項については、それぞれの結果を尊重して事務を執行するものであります。また、今回の改正案においては、教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、教育委員会を

首長に大綱の策定権限を付与したことについて、首長に教育委員会の権限に属する事務の管理、執行権限を与えたということにはならず、この旨は改正法案第一条の三第四項において明示的に規定をしております。

すべき事項について適時適切に判断できることとなるとともに、緊急の対応が必要な問題に対しても迅速かつ適切な教育委員への情報提供が可能となります。その結果、教育委員会における審議が活性化するとともに、いじめ等の問題に対しても、責任ある迅速な危機管理体制の構築が図られます。

めの対策については、今回の改正において、教育委員自らが情報の把握を行うことができるよう、教育委員会から教育長に委任した事務の管理及び執行の状況の報告をしなければならないことを新たに規定をしております。

平成二十六年五月二十三日 参議院会議録第二

十四号(その一) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

においては、毎年、都道府県、指定都市の新任教員や市町村教育委員会委員等を対象とした研修を実施しており、今後も研修の充実を図つてまいります。

次に、議事録の公表についてのお尋ねであります。

全ての地方公共団体に対して、総合教育会議及び教育委員会会議の議事録の作成、公表を義務付けることは、特に事務局の人員が少ない市町村などにおいて過大な事務負担となると考えているため、努力義務にとどめることとしております。

一方で、住民への説明責任を果たし、その理解と協力の下に教育行政を行うことは重要なことです。だから、法案が成立した場合には、施行通知や説明会等の機会を活用して、可能な限り、議事録を作成し、公表するよう指導してまいりたいと考えております。

○議長(山崎正昭君) 新妻秀規君。  
〔新妻秀規君登壇、拍手〕  
○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安倍総理大臣及び下村文部科学大臣に質問をいたします。

今般、地方教育行政制度の改革が行われることとなつた発端は、いじめや体罰を苦にした子供の自殺など、教育現場で生じた重大な問題に対し、現行の教育委員会制度は必ずしも適切に対応できていないとして、その責任体制の不明確さや緊急事態対応の体制不備、審議の形骸化等が指摘されたことにありました。そのような問題のある教育委員会は不要であると廃止を求める声もありま

す。しかし、教育委員会の存在が問題なのではありません。本来の教育委員会制度の趣旨が必ずしも十分に生かされていないことこそが問題なのです。

教育は、個人の精神的な価値の形成を目指して行われるものであり、子供の健全な成長発達のために、学習期間を通じて一貫した方針の下に安定的に行われることが必要です。そのため、教育行政の執行に当たっては、政治的中立性、継続性、安定期を確保することが欠かせません。

教育委員会は、首長から独立した執行機関として、教育の政治的中立性、継続性、安定期を確保することによって、教育行政の根幹を成すものであると認識しております。

また、多様な属性を持った複数の委員による合議制により、様々な意見や立場を集約した意思決定を行ふとともに、レーマンコントロールという地域住民の意向を反映させた行政を行う仕組みとして、地方教育行政の根幹を成すものであると認識しております。こうした教育委員会制度の存在意義は今も失われていないと考えます。

このため、公明党としては、教育委員会制度を維持し、その本来の制度の趣旨を生かすとともに、指摘されている様々な問題に適切に対応できるような教育委員会制度改革を一貫して訴えてまいりました。

本改正案では、教育委員会制度が維持され、地方教育行政における教育委員会と首長のそれぞれの職務権限が変更されておりません。我が党はこの点を高く評価しております。

そこで、まず、安倍総理大臣に改めて確認いたします。地方教育行政について最終的な責任を負うのは合議体の執行機関である教育委員会である、このことを安倍総理大臣から明確にお示しいただきたいと存じます。

本改正案は、教育委員会制度を維持した上で、現行法における教育長と教育委員長の職を一体化した新教育長が教育委員会を代表し、会議を主宰

することともに、教育委員会の具体的な事務の執行について一義的な責任を負うこととしております。現行法については、教育委員長と教育長が存在することから、地方教育行政の責任の所在が曖昧であるという批判がなされていますが、新教育長の設置により、この曖昧さが解消されると考えます。他方、新教育長に権限が集中し、いわゆるスーパー教育長が誕生することになることから、新教育長が職務を適正に執行することを担保するため、教育委員会が新教育長に対して十分な監督を行うことが極めて重要です。

本改正案においては、教育委員会の会議の招集の請求権を与えるとともに、教育委員会が教育長に委任した事務について教育委員会への報告義務を課すなど、新教育長による事務執行の適正化を図るために新たな仕組みが設けられており、評価をいたします。

これに加え、新教育長の職務の適正化を図る観点から、新教育長に委任した事務について教育委員会が必要に応じて執行方針の策定、是正の指示、委任の解除を行うといった権限を行使することを通じて、合議体としての役割を積極的に果たしていくことが重要であると考えます。文部科学大臣の見解を伺います。

〔議長退席、副議長着席〕

教育委員会は、教育行政の政治的中立性、安定性、継続性を確保する上で重要な役割を果たしてきた一方で、その審議が形骸化しているとの指摘がなされてきたことも事実であります。したがって、教育委員会制度を維持するからには、その審議の活性化をいかに図つていくかが重要であると考えます。その際、教育委員会によるレーマンコントロールを担保しつつ、これを地域に開かれた存在とするとの視点が不可欠です。

具体的には、多くの住民が参加できるように、教育委員会の会議の開催日時や場所を柔軟に設定したり、教育委員の提案に基づき議題を設定したりするなど会議運営上の工夫や、教育委員についてコミュニケーション・スクールの関係者を登用したり公募制を実施したりするなど人選上の工夫を行いますが、このほかの協議、調整の対象である大綱に記載される事項と、教育を行うための諸条件の整備等を図るため重点的に講ずべき事項が何なのか



りますが、安倍総理の所見をお伺いをいたしました。

さて、下村文部科学大臣は、先月十六日に行われた衆議院文部科学委員会で、日本維新的会の会の遠藤敏委員の質問に対し、「ほかの都道府県でも問題なのかということは、十二分に文部科学省としてもいろいろと事情を聴取する必要がある」と思います。」と答弁されました。

校内人事問題を根絶するには、まず徹底的な調査が必要です。しかし、あれから一ヶ月余り経過をしていますが、いまだ全国的な調査が行われておりません。実態把握を急ぎ、法にのつとて適切な人事配置が行われるよう是正を進めるべくです。

そこで、校内人事問題に関してどのように全国調査を実施し、また、いつまでに結果をまとめ、いかに是正をしていくのか、文部科学大臣にお聞きをいたします。

次に、本法律案についてお尋ねいたします。

安倍内閣においては、教育再生を経済再生と並ぶ重要政策の一つとして掲げ、並々ならぬ熱意を持つて教育改革に邁進されるその姿勢には、心からの敬意を表したいと存じます。しかしながら、この度の教育委員会制度改革案に関しては、極めて不十分な内容と言わざるを得ません。

総理は、今通常国会での施政方針演説において、教育現場の問題に的確で速やかな対応を行えるよう、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制度を抜本的に改革してまいりますと述べられました。

しかるに、国会に提出された法案は、教育委員長と教育長の統合で新教育長を設けるなど一定の前進を見ておりますが、他方、執行機関としての教育委員会は存続させるなど、現状を微調整して追認したにすぎず、誠に落胆を禁じ得ません。

総理、あなたのおつしやる抜本的に改革とは、この程度のことを言うのでしょうか。内閣の最重

要政策課題に位置付けた教育再生に総理大臣としてリーダーシップを十分に發揮できたと本当に言えるのか、総理、お答えをください。

では、法案の具体的中身についてお尋ねをしていきます。

改めて言うまでもなく、教育委員会制度改革の大きなきつかけとなつたのは、あの大津市のじめ事件でありました。あの事件で最も問題視されたのが、情報を必要な部署に開示せず、調査を途中で打ち切り、その理由を明らかにしなかつた教育委員会の隠蔽体質でした。このような教育委員会の隠蔽体質こそ問題の根源であり、それをつくり出すいわゆる教育村のなれ合いから明確に脱却をを目指すものでなければ、教育行政の改革は不可能です。

教育委員会というものは、制度上どうしても住民からの監視が弱く、教育村を温存させ、隠蔽体質にならざるを得ません。したがつて、この際、教育委員会のこの仕組み、在り方を抜本的に見直すべきです。

そこで、教育委員会制度は既に制度疲労を起こし、もはや運用で改善できる限界を超えており、存続ありきの議論では根本問題が解決しないと考えますが、総理の御所見をお伺いをいたします。

また、大津の事件では、教育行政の権限と責任の所在は一体どこにあるのかと厳しく問われました。そういう意味でも、責任体制の明確化を図ることが今強く求められていますが、本法案では、教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走したら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができます。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案によれば、同会議は、児童生徒等の生命又は身体に被害が生じる等の緊急の場合に講ずべき措置についても協議を行うとされていましたが、特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

教育、学術及び文化の振興に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

教育、学術及び文化の振興に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

大綱を同会議において協議した上策定するとしています。首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走したら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられ

ない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができません。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案においては、教育委員長と教育長を統合し、教育委員会の最高責任者は新教育長となりましたが、首長と教育委員会の分断は依然残つたままで。このため、両者が参加する総合教育会議が設置されたわけですが、これが誠に曖昧で、最終決定権者が不明確です。

特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

さきにも述べたように、現行法の首長と教育委員会の権限分配が基本的にこの改正案でも変わらず、首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走したら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられ

ない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができません。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案においては、教育委員長と教育長を統合し、教育委員会の最高責任者は新教育長となりましたが、首長と教育委員会の分断は依然残つたままで。このため、両者が参加する総合教育会議が設置されたわけですが、これが誠に曖昧で、最終決定権者が不明確です。

特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

さきにも述べたように、現行法の首長と教育委員会の権限分配が基本的にこの改正案でも変わらず、首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走したら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられ

ない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができません。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案においては、教育委員長と教育長を統合し、教育委員会の最高責任者は新教育長となりましたが、首長と教育委員会の分断は依然残つたままで。このため、両者が参加する総合教育会議が設置されたわけですが、これが誠に曖昧で、最終決定権者が不明確です。

特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

さきにも述べたように、現行法の首長と教育委員会の権限分配が基本的にこの改正案でも変わらず、首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走したら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられ

ない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができません。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案においては、教育委員長と教育長を統合し、教育委員会の最高責任者は新教育長となりましたが、首長と教育委員会の分断は依然残つたままで。このため、両者が参加する総合教育会議が設置されたわけですが、これが誠に曖昧で、最終決定権者が不明確です。

特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

さきにも述べたように、現行法の首長と教育委員会の権限分配が基本的にこの改正案でも変わらず、首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走いたら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられ

ない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができません。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案においては、教育委員長と教育長を統合し、教育委員会の最高責任者は新教育長となりましたが、首長と教育委員会の分断は依然残つたままで。このため、両者が参加する総合教育会議が設置されたわけですが、これが誠に曖昧で、最終決定権者が不明確です。

特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

さきにも述べたように、現行法の首長と教育委員会の権限分配が基本的にこの改正案でも変わらず、首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走いたら、誰がストップを掛けるのでしょうか。

確かに、本法案では、第七条で、教育長の罷免について、心身の故障のため職務遂行に堪えられ

ない場合、職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行があると認められた場合に議会の同意を得て罷免できると規定されていますが、現行の教育委員に対する規定と何ら変わりません。これでは強大化する教育長を限定的にしか罷免することができません。

そこで、本法案によつて教育長の権限、責任を大幅に拡大させるなら、教育長の独走防止の制度的担保のために罷免要件を緩和させるべきですが、総理の見解を求めます。

本法案においては、教育委員長と教育長を統合し、教育委員会の最高責任者は新教育長となりましたが、首長と教育委員会の分断は依然残つたままで。このため、両者が参加する総合教育会議が設置されたわけですが、これが誠に曖昧で、最終決定権者が不明確です。

特に、本法案では、首長は当該地方公共団体の

さきにも述べたように、現行法の首長と教育委員会の権限分配が基本的にこの改正案でも変わらず、首長と教育委員会の責任と権限の所在は不明確なままです。それゆえ、同会議のようないかたが、協議が調わなかつた場合にはどうなるのか判然としません。こうなつたのも、責任所在の明確化による事件であります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会存続が優先されたからであります。

そこで、総合教育会議で首長と教育委員会との協議が調わない場合、誰がどのような手続で決定を下すのか不明であるなど、本法案では大津の事件が問い合わせた教育行政の責任所在の明確化という問題提起に応えることができないと考えます。

が、総理の見解を求めます。

なおまた、この法案の問題点は、暴走、独走する教育長を辞めさせることが難しいということです。

本法案では、教育長は教育委員長と一本化され、教育長の地位、権限は大きくなります。もし教育長が首長と意見を異にし暴走、独走いたら、誰がストップを掛け

ます。私は、この問題を終ります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 柴田巧議員にお答えをいたします。

教育委員の選挙等による校内人事の決定についてのお尋ねがありました。

学校教育法において、校内人事は、校長が自らの権限と責任において定めるべきものであり、教

員の選挙等により校内人事を決めることは、法令に違反し、極めて不適切であると考えております。法令に違反するような学校運営はあってはならないことであり、文部科学省において、今後厳正に指導してまいります。

今回の制度改革における総理大臣としてのリーダーシップについてお尋ねがありました。

日本にふさわしい教育体制を構築していくため、私が主宰する教育再生実行会議において様々な議論を行い、その提言を踏まえ、教育再生に全力を尽くしているところです。

今回の改正案では、責任体制の明確化を図るため、従来の教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くとともに、民意を代表した首長と教育委員会との連携の強化を図り、危機管理においても迅速に対応するため、総合教育会議を設置することとし、あわせて、文部科学大臣より、いじめによる自殺等の再発防止のための指示ができることを明確化することとしております。これらは、教育委員会制度を六十年ぶりに抜本的に改革するものであり、教育再生の基盤が築かれるものと考えております。

教育委員会のいわゆる隠蔽体質の改善についてお尋ねがありました。

今回の改正では、首長が大綱を策定するとともに、総合教育会議を招集して、いじめ事案等の緊急事態について協議することにより、首長と教育委員会の連携による効果的な対応が可能となります。

これらの改正により、より一層民意を反映した開かれた教育行政の実現が図られると言えており、教育行政の責任の所在の明確化についてお尋ね

がありました。

改正案においては、現行の教育委員長と教育長を一本化することにより教育行政の責任の明確化を図つており、いじめ事案の発生などの緊急時に正に迅速かつ適切な対応が可能となると考えております。

また、具体的な事務の執行に当たっては、学校山積する課題に正面から取り組み、これから日本にふさわしい教育体制を構築していくため、私が主宰する教育再生実行会議において様々な議論を行い、その提言を踏まえ、教育再生に全力を尽くしているところです。

今回の改正案では、責任体制の明確化を図るため、従来の教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くとともに、民意を代表した首長と教育委員会との連携の強化を図り、危機管理においても迅速に対応するため、総合教育会議を設置することとし、あわせて、文部科学大臣より、いじめによる自殺等の再発防止のための指示ができるこ

とを明確化することとしております。これらは、教育委員会制度を六十年ぶりに抜本的に改革するものであり、教育再生の基盤が築かれるものと考えております。

教育委員会のいわゆる隠蔽体質の改善についてお尋ねがありました。

今回の改正では、首長が大綱を策定するとともに、総合教育会議を招集して、いじめ事案等の緊急事態について協議することにより、首長と教育委員会の連携による効果的な対応が可能となります。

これらの改正により、より一層民意を反映した開かれた教育行政の実現が図られると言えており、教育行政の責任の所在の明確化についてお尋ね

がありました。

改正案においては、現行の教育委員長と教育長を一本化することにより教育行政の責任の明確化を図つており、いじめ事案の発生などの緊急時に正に迅速かつ適切な対応が可能となると考えております。

また、具体的な事務の執行に当たっては、学校の管理や教職員の人事等に関する事務の管理、執行については教育委員会が、教育に関する予算の編成、執行等については首長がそれそれ最終的な権限を有しております、責任の所在は明確になつてゐると言えます。

なお、総合教育会議は、どちらかが決定権者と機関同士が協議し、調整を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくことを目的としています。

教育長の罷免要件についてのお尋ねがありました。

新制度における教育長は、教育委員会の構成員であり、かつ代表者として、首長が議会同意を得て任命するものであります。地方公共団体に置かれている様々な委員会の委員の罷免については、身分保障のため要件が限定されており、教育委員会の構成員である新教育長の罷免についても同様の要件とするものであります。

緊急事態への対応についてお尋ねがありました。

改正案では、教育委員長と教育長を一本化する

このようなことから、緊急事態が生じた場合においても柔軟で迅速な対応が行われるものと考えております。

首長の教育委員会に対する指示権の付与についてのお尋ねがありました。

改正案では、総合教育会議を設け、首長と教育委員会という執行機関が協議し、調整を図ることとし、これまでの職務権限は変更しておりません。一方、住民の安全確保について広く責任を負う首長は、総合教育会議を招集し、いじめの対応等、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整し、教育委員会と連携して効果的な対応を行なうことが可能としております。

なお、今回の改正は、いじめによる自殺等が起きた後、同種の事件の再発防止のために文部科学大臣が教育委員会に指示できることを明確にするための改正であり、国の関与を強化するものではありません。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣下村博文君登壇、拍手〕  
○国務大臣(下村博文君) 柴田議員から、校内人

事問題の全国調査についてのお尋ねがありまし

た。

法令違反になるような学校運営があつてはならないことでありまして、このような状況は是正のために厳正な対応を行つてまいります。

現在、大阪市教育委員会等からヒアリングを行つてあるところであります。そうした事情聴取の結果等を踏まえて、全国的な実態の把握をどのように行うかについて速やかに検討してまいります。

以上であります。(拍手)

改正案では、教育委員長と教育長を一本化する

こととしており、いじめ等の緊急事態においては、まずは学校現場の状況を把握している教育長

が迅速に判断し、対応することとしております。

また、総合教育会議については首長が隨時招集す

ることができる」とされております。さらに

非常勤の教育委員に対して、教育委員会事務局から日常的に情報提供が行われております。

○副議長(奥石東君) 松沢成文君。

〔松沢成文君登壇、拍手〕

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございま

た。だいま議題となりました地方教育行政法改正案に關して、みんなの党を代表して質問をいたします。

安倍内閣は、教育再生を政権の最重要課題の一つと位置付け、様々な改革に取り組んでおられます。それらに対しては、賛同できるものも異を唱えるものもありますが、その実行力は評価するところであります。

第一次安倍内閣では、教育基本法の改正を成し遂げました。第二次安倍内閣では、教育再生実行会議で議論を積み上げ、いじめ対策や道徳教育の教科化、そして、だいま議論しております教育委員会制度の改革を進めています。また、今後は、高校日本史の必修化や六三三の学制見直しも検討すると伺っております。

改訂には理念と目的が重要です。そこで、初めに、安倍内閣における教育改革の理念と目的はどういうもののか、改めてお伺いいたします。次に、幾つか具体的な問題について見解をただします。

下村文部科学大臣は、過日、高校日本史必修化の検討を表明されました。日本人として自国の歴史、伝統文化をしつかり習得することは、アイデンティティの確立につながり、これこそが眞の国際人となる条件だと考えます。神奈川県では、私が知事を務めていたときに、教育委員会と連携して、全国で初めて高校日本史必修化を実現いたしました。したがつて、安倍内閣の方針にはエネルギーを送りたいと思いますが、私は、自らの経験から、近現代史については日本史と世界史を統合すべきと考えております。

我が国が、幕末、明治維新以降、厳しい国際情勢の中で必死にもがき続けて近代国家をつくり上げてきた歴史は、日本史と世界史の動きが複雑に絡み合い、分けることは困難であります。そして、この近現代史の習得なくしては日本の未来を考えることはできません。

そこで、高校段階においては、日本史と世界史を併せた近現代史という科目を新たに設け、必修化するという学習指導要領改正を目指すべきと考えますが、安倍総理の見解を伺います。

次に、土曜日の教育活動についてお伺いいたしました。

自日曜日三勢は、このものと併記する意見の公報で、土曜日授業の実現を打ち出し、それを受けて下村大臣も改革の検討を表明されました。メディアで大肆報じられ、ゆとり教育に対する反省から、学力向上を目指す改革として多くの国民から期待や賛同の声が上がりました。

しかし、私がさきの文教科学委員会で下村大臣の見解をただしたところ、この改革は学校週六日制による土曜日授業を再開するものではなく、学校週五日制を維持した上で、地域の教育委員会主導によって、自然体験やスポーツも含めた様々な学習を地域の方々と協働で行う土曜日学習の充実を推進するとの答弁がありました。しかし、この答弁は、多くの国民が抱いている脱ゆとり教育や学力向上への期待とは方向性が異なるように思われます。

そこで、安価経済に改めて確認をいたします。学校週六日制による土曜日授業の復活によつて、学力の向上を目指すのか、それとも、学校週五日制のままで地域社会との連携による土曜日学習の充実によつて人間力の向上を目指すのか、どちらの方針なのか、政府の見解をお答えください。それでは、政府提案の地方教育行政法の改正案について質問をいたします。

これまで日本の公教育は、文部科学省の指導の下に、地方自治体の教育委員会が実施してきたわけであります。が、かねてより、教育の政治的中立性や指導力の確保、審議の形骸化などの様々な課題が指摘されてきたところであります。

そのような中で、大津市のいじめ自殺事件に端を発し、地方教育行政における責任体制の確立、

迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携などの必要性が改めて議論されるようになりました。こうした議論に応え、今般、政府が地方教育行政の新しいモデルを提案したことは評価をいたします。

しかしながら、これを国が、つまり文部科学省が全国一律の制度として地方に押し付けるというやり方は間違っています。地方分権改革を進めるという時代の要請の中で、地方行政制度の在り方についても、地方自治体の自主決定権、選択権を最大限尊重すべきだと考えます。

これでも、全国知事会、全国市長会を始めとする地方六団体からは、教育委員会制度の改革について数多くの要望が出されています。例えば、全国市長会と全国町村会はこう訴えています。公立学校施設整備を始め、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の首長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、首長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。

また、総理の諮問機関である第二十八次地方制度調査会は、次のようく述べてあります。教育委員会を必置する理由として、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が掲げられているが、地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になし得ると考えられる。このため、地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せざるその事務を首長が行うこととするかを選択できることとすることが適當である。

さらに、内閣府の規制改革・民間開放推進会議も同様に、教育委員会の必置規制を撤廃し、首長の責任の下で教育行政を行うことを自治体の選択に委ねるべきだと提言をいたしました。

このように、地方行政推進の当事者である地方六団体や政府の審議会が、教育委員会制度について、教育委員会を存続させる、あるいは廃止をして首長に地方教育行政を委ねるのかについては、あくまでも地方の自主性や選択権を尊重すべきと訴えているのです。

そもそも、人口僅か千人にも満たない小さな自治体から一千万人を超える巨大な自治体まで存在するにもかかわらず、十把一からげに全国一律の制度で縛ろうとすることには無理があります。それぞれの自治体は、人口、人材、経済力、そして歴史、文化、風土までも多種多様であります。その地域の特性を生かした地域の教育文化に合う制度を、首長、議会、地域住民が議論し、判断し、そして導入することが民主主義や地方自治の推進につながります。

そこで、まず下村大臣にお伺いします。

今国会においても、衆議院の方で、教育委員会を廃止した上で、首長が教育長を任命して教育行政を行い、議会において選挙された委員から成る教育監査委員会がそれを監督するという法案が提出されました。この法案は、地方の要望にもかなう有力な選択肢であるとも考えられますが、この法案のどこに問題があるのか、なぜ政府・与党として受け入れ難いのか、見解を求めます。

さて、私たちみんなの党は、かねてより地方分権を推進する立場から選択制を主張し、第百八十四回国会では、地方教育行政改革の推進に関する法律案を提出いたしました。今回の政府案に対しても、文教科学委員会にて選択制を実現するための修正案を提出する予定でありますので、多くの皆様に御賛同をお願いいたします。

最後に、安倍総理に伺います。

地方分権と規制改革は時代の大きな要請であります。にもかかわらず、当事者である地方の声を無視し、国が決めた制度を一方的に押し付けるという中央集権的の発想では、地方の自主性や特色を

生かした活力ある教育改革は到底なし得ません。そこで、私たちみんなの党が提案する改革案、つまり、教育委員会の本置規制を外し、地方自治体が自らの責任の下に地方教育行政の改革の在り方を選択するという案について総理の見解を求めて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 松沢成文議員にお答えをいたします。

教育改革の理念と目的についてお尋ねがありますでした。

子供たちには無限の可能性が眠つており、それを引き出す鍵は教育の再生であります。誰もが日本に生まれたことを誇りに思える品格ある国家を目指し、全ての子供たちが夢を実現するため、世界トップレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障することが教育の重要な目的であり、国が責任であると考えます。

このため、教育再生実行会議の提言を踏まえ、今般の改正法案により、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制度を抜本的に改革していくなど、安倍内閣の大きな柱である教育再生に全力で取り組んでまいります。

高等学校における近現代史の必修化についてお尋ねがありました。

次代を担う子供たちが歴史教育を通じて歴史や伝統に対する理解を深めることは極めて重要と考えます。高等学校における歴史教育については日本人としてのアイデンティティ、日本の歴史と文化に対する教養などを備え、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、近現代史の扱いも含め、より望ましい在り方について今後検討を進めています。

土曜日の教育活動については、全国一律の学校土曜日です。

官報 (号外)

や六日制に戻すのではなく、それぞれの学校や地域、子供たちの実情に応じて、学校における授業力、規範意識、学ぶ意欲などの総合的な力を育むことが重要と考えています。

今後とも、それぞれの学校や地域の創意工夫を生かした土曜日の教育環境の充実が図られるよう、支援に努めてまいります。

教育委員会設置の選択制についてお尋ねがありました。

各自治体が独自の工夫により特色を生かした教育に取り組むことは意義あることであると考えます。一方、地方教育行政については、どの地域においても責任ある体制を構築する観点から統一的な仕組みとすることが必要であり、こうした考えから、今回の改正案においては、選択制とはせず、全国全ての地方公共団体において同様の仕組みとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣下村博文君登壇、拍手)

○國務大臣(下村博文君) 松沢議員から、衆法第16号に対する見解についてのお尋ねがありました。

民主党及び日本維新の会が衆議院に提出した法案は、教育委員会制度を廃止し、首長が新たに地方公共団体における教育事務を一元的に管理、執行することに、首長が行う事務の評価、監視、勧告を行う教育監査委員会を設置するものと承知をしております。

地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制にすることは必要と考えますが、教育委員会が廃止され、首長の判断により教育事務が執行されることとなると、首長の考えによつては教育内容等が大きく左右されるなど、教育の政治的中立性、継続性、安定性が損なわれるおそれがあると考えます。

また、教育は人格形成の途上にある児童生徒にて責任を果たせる体制にすることは必要と考えますが、教育委員会が廃止され、首長の判断により教育事務が執行されることとなると、首長の考えによつては教育内容等が大きく左右されるなど、教育の政治的中立性、継続性、安定性が損なわれるおそれがあると考えます。

対して重大な影響を与えるものでありまして、誤った教育が行われると取り返しが付かないことがありますから、教育監査委員会による事後的な評価、監視、勧告では不十分であると考えます。

総理、首長の意向で教育施策がゆがめられると、いう教育現場からの懸念にどう答えますか。それから杞憂だというのならば、そうならない保証が法律案のどこにあるのか、明確にお答えください。

首長に市民の生命を守る責務があることは明瞭です。また、教育委員長は合議制である教育委員会の代表という立場であつて、執行上の責任を負っているのではありません。今でも、教育長は教育委員会から委任を受けて、教育行政への直接的な責任を負っています。

以上で専門（批評）

○副議長(輿石東君) 田村智子君

今後とも、それぞれの学校や地域の創意工夫を生かした土曜日の教育環境の充実が図られるよう、支援に努めてまいります。

○田村智子君　日本共産党を代表して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について質問します。

す。一方、地方教育行政については、どの地域においても責任ある体制を構築する観点から統一的な仕組みとすることが必要であり、こうした考えから、今回の改正案においては、選択制とはせず、全国全ての地方公共団体において同様の仕組みとしております。(拍手)

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

下寸又斗大臣は、衆議院の答義で、首長が教育委員会のトップとして大きな権限を持つことになります。

(○国務大臣(下村博之君) 松沢謙蔵から 質問 第一六二号に対する見解についてのお尋ねがありまし  
た。

「木下和夫曰く、『選舉公約の策定』、『選舉公約の実現』、『選舉公約の監視』、『選舉公約の評議』」

民主党及び日本維新の会が衆議院に提出した法案は、教育委員会制度を廃止し、首長が新たに地方公共団体における教育事務を一元的に管理、執行するとともに、首長が行う事務の評価、監視、勧告を行う教育監査委員会を設置するものと承知をしております。

政策はこうだということをきちっと伝えるといふ答弁をしていました。これでは、首長が教育長を代理人として自分の意に沿う教育行政を行わせることになるのではありませんか。総理並びに文部科学大臣に伺います。

国 の 教 育 委 員 へ の アンケート調査では、このよう に首長の意向がより反映しやすい仕組みに変えら れることに反対あるいはどちらかといえば反対と の回答が約七割に上ります。

また、全国連合小学校長会会長、全日本中学校 長会会長は、連名で、首長の個人的な思想、信条 により教育施策がゆがめられることがないよう歯 止めを掛ける制度の検討を要望しています。

ありませんか。総理の答弁を求めてます。  
そもそも、今回の法改正は、学校現場や教育委員会などが求めたものではありません。日本教育新聞が行った市区町村教育長のアンケートでは、この法改正は有効との回答は僅か〇・四%、どちらかといえば有効を含めてやつと二割強。一方、有効とは言えないは一五・六%、どちらかといえば有効とは言えないを含めれば過半数に達しています。自治体はこのような法改正を必要としている、このことをはつきりと示しています。

〔副議長退席、議長着席〕

教育委員会を活性化することこそ求められていると考えますが、総理の所見を求めます。

最後に、安倍内閣が掲げる教育再生についてお聞きします。

第一次安倍政権は、愛国心を盛り込んだ教育基本法を成立させました。そして、政権に返り咲いた總理は、この教育基本法の目標の達成を事あるごとに強調しています。

昨年四月十日、衆議院予算委員会で、かつて總理とともに教科書議連のメンバーであつた議員が、従軍慰安婦、そういう者はいなかつた、南京事件もなかつたと、従軍慰安婦や南京事件を記述する歴史教科書を否定する質問をしました。これに対し總理は、教科書の検定基準において改正教

執行できない大綱を作る意味がどこにあるのでしようか。なぜ総合教育会議で協議し、合意することを前提としないのか。結局、大綱を圧力として教育委員会を首長に従わせることになるのではないか。總理の答弁を求めます。

そもそも、今回の法改正は、学校現場や教育委員会などが求めたものではありません。日本教育新聞が行つた市区町村教育長のアンケートでは、

**職員** 住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチエックし、改善すること、教育への見識や専門性を持つ人物の確保、憲法と子どもの権利条約の立場に立つて行政を行うことなどによって教育委員会を活性化することこそ求められていると考えますが、総理の所見を求めます。

最後に、安倍内閣が掲げる教育再生についてお聞きします。

この法改正は有効との回答は僅か〇・四%、どちらかといえば有効を含めてやつと二割強。一方、有効とは言えないは一五・六%、どちらかといえば有効とは言えないを含むれば過半数に達してしま

第一次安倍政権は、愛国心を盛り込んだ教育基本法を成立させました。そして、政権に返り咲いた總理は、この教育基本法の目標の達成を事あるごとに強調しています。

は有効とは言えないを含めれば、第三類に適してい  
ます。自治体はこのような法改正を必要としてい  
ない、このことをはつきりと示しています。

昨年四月十日、衆議院予算委員会で、かつて總理とともに教科書議連のメンバーであつた議員

(副議長退席、議長着席)  
法改正の最大の根拠とされてきたのは責任の所在の不明確さでしたが、いじめ事件などで子供の命に関わる問題は、現行法制度の下でも自治体の

が、従軍慰安婦、そういう者はいなかつた、南京事件もなかつたと、従軍慰安婦や南京事件を記述する歴史教科書を否定する質問をしました。これに対し総理は、教科書の検定基準において改正教

育基本法の精神が生かされていなかつたと思う旨の答弁をしていました。

今日の歴史研究は、南京虐殺も日本軍慰安婦も、旧日本軍の侵略と植民地支配の中で起きた極めて深刻な虐行行為、人権侵害行為であったことを動かし難い事実としています。政府も河野談話でこのことを認め、外務省ホームページで国内外に政府の立場を示しています。

河野談話では、歴史の真実を回避することなく、歴史研究、歴史教育を通じて長く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという決意を表明しています。つらい事実から目を背けずに正面から受け止め、そこから教訓を導き出して新しい歩みを始める、この立場こそ眞の愛国心を培うものではありませんか。逆に歴史の事実をゆがめるることは、ゆがんだ愛国心をもたらすのではありませんか。

子供たちにお国のために血を流せと教えた戦前の教育は、国による教育の支配によつてもたらされました。この痛苦の反省に立つて、憲法は、政治権力による教育内容への介入、支配を厳しく戒めました。そして、教育の自主性を守るために教育行政を首長から独立させた、それが教育委員会制度の出発点です。

国家が愛國心教育を押し付け、政治介入に道を開く教育委員会制度の改悪を行うことは、現行の憲法の下では決して許されない暴挙です。法案の廃案に力を尽くす決意を述べ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 田村議員にお答えをいたします。  
首長の意向のみで教育行政が行われるのではないかとのお尋ねがありました。

改正案では、首長による大綱の策定や総合教育行政の推進を通じて、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることも、首長が教育長と教育委員長を一本化した新教育長を直接任命、罷免されることにより、首長の任命責任を明確化することとしております。

その一方で、教育委員会を引き続き合議制の執行機関として残すことにより、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するとともに、首長が教育長を任命、罷免する際には議会の同意を得ることとし、議会において教育長の資質、能力を三年ごとに丁寧にチェックすることとしております。したがつて、首長の意向のみで教育行政が行われるとの懸念は当たらないません。

大綱の記載内容についてお尋ねがありました。大綱は、地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものですが、教育委員会が適切と判断した場合においては、教科書の取扱いに関することなど、首長の権限に関わらない事項について記載することも可能です。ただし、この場合においても、子供の思想、良心の自由を侵すような内容を記載することは適切ではないと考えております。

大綱の決定権限についてお尋ねがありました。教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、大綱は首長が策定するものとし、教育委員会との合意までは必要としておりませんが、策定の際には、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすことが重要であると考えております。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 田村議員にお答えをいたします。

首長の意向のみで教育行政が行われるのではないかとのお尋ねがありました。

御懸念は当たらないと考えております。

責任の所在の不明確さという法改正の根拠と現職の教育長の受け止めについてお尋ねがあります。

現行の教育委員会制度においては、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在が不明確であるという課題が指摘されています。

このため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が地方公共団体の教育行政の第一義的な責任者として教育事務を行うよう、現行制度を見直すこととしています。また、新教育長については首長が直接任命することとしており、首長の任命責任が明確になると考えております。

なお、全国市長会からは、今回の改正により、首長の権限が強化され、責任の所在の明確化が図られることとなることを期待すると表明されないと承知しております。

いずれにせよ、関係者に対しては、今回の改正の趣旨等について丁寧に説明してまいります。

教育委員会制度の趣旨等についてお尋ねがありました。

これまで、教育委員会制度の趣旨とされてきた教育行政の地方分権、首長からの独立性、住民の意思の反映といった考え方については、改正案にありました。

これまでも、教育委員会制度の趣旨とされてきた教育行政の地方分権、首長からの独立性、住民の意思の反映といつた考え方については、改正案においても基本的には変わらないものと考えておりません。一方で、現行の教育委員会制度については、責任の所在が不明確である、地域の民意が反映されていない、危機管理能力が不足しているという課題が顕在化しております。

もとより、教育委員の人選の工夫や教育委員自身による努力と責任の自覚といった運用の改善により教育委員会の活性化を図ることは当然ではあります。このような運用の改善だけではなく、制度の抜本的な改革が必要と考えております。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 田村議員にお答えをいたします。

教科書の記述と愛国心についてお尋ねがあります。

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことができるよう、我が国の歴史について子供たちの理解を深めることは重要と考えております。

教科書にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかは教科書発行者が判断し、申請した内容について、先般改正した検定基準に基づき検定がなされるものであり、南京事件、慰安婦についてもその中で取扱いが検討されるものと考えます。

今後とも、教育基本法の趣旨を踏まえ、バランスよく記載された教科書を用いながら、我が国の歴史について子供たちがしつかりと理解を深めていくことができるよう取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁されます。(拍手)

〔国務大臣下村博文君登壇、拍手〕  
○国務大臣(下村博文君) 田村議員から、首長が教育長を代理人として自分の意に沿う教育行政を行わせるのではないかとのお尋ねがありました。

首長が教育長の任命に当たって教育行政の方向性を示すことは当然にあり得るものと考えます。また、大綱の策定や総合教育会議における教育委員会との協議を通じて、首長はその意向を教育行政に反映できるようになります。

しかししながら、改正案においても、新教育長は合議体である教育委員会の意思決定に基づき事務を執行する立場であることは変わりがありません。

したがつて、首長が教育長を代理人として自分の意に沿う教育行政を行わせるものではないかとの御指摘は当たらないものと考えます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

官 報 (号 外)

○議長(山崎正昭君) 日程第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

日程第一 保険業法等の一部を改正する法律案  
(いずれも内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長塚田一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○塚田一郎君登壇、拍手

○塚田一郎君 たゞいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案は、我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集め仕組みを取り扱う業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講じようとするものであります。

次に、保険業法等の一部を改正する法律案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、健康・医療戦略の推進体制及び予算編成の在り方、健康・医療戦略推進本部の総合調整の在り方、研究不正への対処策、基礎研究の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党の薬師寺委員より両法律案に反対、日本共産党的田村理事より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決を行つた結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に對し附帯決議を行いました。

次に、国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日に新たに八月十一日を

が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

一二百三十五

賛成

一二百二十三

反対

十二

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 健康・医療戦略推進法案

日程第四 独立行政法人日本医療研究開発機構法案  
(いずれも内閣提出 衆議院送付)

正する法律案 衆議院提出

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡俊一君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○水岡俊一君登壇、拍手

○水岡俊一君 たゞいま議題となりました三法律案

なあ、金融商品取引法等改正案に対し附帯決議と結果を報告申し上げます。

まず、健康・医療戦略推進法案は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に資するため、世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発及び新たな産業活動の創出に関し、基本理念、国等の責務、基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、附則に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境整備の状況についての検討規定を追加すること等を内容とする修正が行われております。

次に、独立行政法人日本医療研究開発機構法案は、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、健康・医療戦略の推進体制及び予算編成の在り方、健康・医療戦略推進本部の総合調整の在り方、研究不正への対処策、基礎研究の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党の薬師寺委員より両法律案に反対、日本共产党の田村理事より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決を行つた結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に對し附帯決議を行いました。

法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百一十八

二百十三

十五

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山本香苗君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○山本香苗君登壇、拍手) 本香苗君、たゞいま議題となりました法律案につきまして、總務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直し、中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携の制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

本法律案につきましては、参考人から意見を聴取するとともに、総合区制度の創設の意義と導入の見通し、指定都市都道府県調整会議に係る総務大臣の勧告の位置付け、特例市から中核市への円滑な移行のための支援策、連携協約制度の運用の在り方、新たな広域連携の制度と市町村合併との関係等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十五

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 難病の患者に対する医療等に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

日程第八 児童福祉法の一部を改正する法律案(いすれも内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

長石井みどり君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○石井みどり君登壇、拍手) 本法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、難病の患者に対する医療等に関する法律案は、難病の患者に対する医療等に関する法律の策定、難病に係る新たな方針の策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則の検討規定について、「施行後五年を目途」を「施行後五年以内を目指途」に改める修正が行われております。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案は、小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則の検討規定について、「施行後五年を目途」を「施行後五年以内を目指途」に改める修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、難病対策の対象となる疾患の要件、難病患者等の医療費自己負担の在り方、小児慢性特定疾患児童等の成人後の医療及び自立支援、難病に関する調査及び研究の推進等について質疑を行なうとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(山崎正昭君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十六

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長(山崎正昭君) 日程第九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長佐藤信秋君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○佐藤信秋君登壇、拍手)

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態に鑑み、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るため、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、地域の狩猟者団体と認定事業者との調整、連携の必要性、捕獲等に対する財政支援の重要性、野生鳥獣肉の利活用の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

なお、本法律案の審査に資するため、栃木県日光市におきまして現地調査を行いました。

質疑を終局いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田理事より、本法律案の措置を講じないこととした上で、特定鳥獣保護管理計画制度の拡充強化を図ること等を内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数  
賛成 反対  
二百三十五  
一二  
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	吉良よし子君	河野辰巳孝太郎君	倉林義博君	堀井矢倉君	田村智子君
	横山吉田君	江島三原じゅん子君	杉克夫君	石川智子君	
副議長	宇都馬場成志君	中泉赤石君	森舞立君	森伸吾君	
	横山松司君	森屋宏君	森中原君	井原伸吾君	
議長	山崎馬場君	江島赤石君	森森君	中原八一君	
	横山仁彦君	森森君	森中原君	森中原君	
正昭君	山崎馬場君	江島赤石君	森森君	森中原君	
	横山清美君	森森君	森森君	森中原君	
東君	東君	江島舞立君	森森君	森中原君	

議員	吉良よし子君	河野辰巳孝太郎君	倉林義博君	堀井矢倉君	田村智子君
	横山吉田君	江島三原じゅん子君	杉克夫君	石川智子君	
副議長	宇都馬場成志君	中泉赤石君	森舞立君	森伸吾君	
	横山松司君	森屋宏君	森中原君	井原伸吾君	
議長	山崎馬場君	江島赤石君	森森君	中原八一君	
	横山仁彦君	森森君	森森君	森中原君	
正昭君	山崎馬場君	江島赤石君	森森君	森中原君	
	横山清美君	森森君	森森君	森中原君	
東君	東君	江島舞立君	森森君	森中原君	

平成二十六年五月二十三日

参議院会議録第二十四号(その一) 議長の報告事項

一六



平成二十六年五月二十三日

参議院会議録第一四四号(その一) 投票者氏名

島田	三郎君
末松	信介君
関口	昌一君
高橋	克法君
滝波	宏文君
柘植	芳文君
鶴保	庸介君
中川	雅治君
中西	祐介君
長峯	誠君
豊田	俊郎君
中西	雅治君
高階	恵美子君
相原	久美子君
渡邊	美樹君
脇	吉田
石上	俊雄君
磯崎	哲史君
山本	順三君
山本	山谷えり子君
山崎	力君
山崎	珠代君
溝手	享君
丸川	正君
三宅	伸音君
宮本	周司君
森屋	宏君
吉田	修路君
吉田	博美君

島村	世耕	弘成君	大君
伊達	光二郎君	忠一君	
高野	滝沢	求君	
塚田	武見	敬三君	
中泉	一郎君	茂君	堂故
中原	八一君	松司君	
中曾根	二之湯	弘文君	
福岡	智君		
橋本	昌司君		
西田	野村	哲郎君	
藤川	政人君		
堀井	巖君		
松山	新平君		
舞立	昇治君		
丸山	政司君		
水落	和也君		
宮沢	三原じゅん子君		
柳本	敏栄君		
森	洋一君		
山下	卓治君		
山田	雄平君		
山本	俊男君		
吉川ゆうみ君	一太君		
若林	健太君		
有田	信也君		
石橋	芳生君		
江崎	通宏君		
	孝君		

江田	五月君
小川	敏大君
大久保	勉君
大塚	耕平君
加藤	敏幸君
金子	洋一君
北澤	俊美君
小西	洋之君
小見山	幸治君
櫻井	充君
榛葉賀津	也君
田中	直紀君
徳永	工リ君
難波	正行君
白	久美子君
林	國義君
野田	眞勲君
直嶋	哲郎君
福山	幸久君
藤田	清成君
前川	ひろえ君
牧山	俊一君
水岡	安井
蓮	美沙子君
柳田	稔君
荒木	清寛君
魚住裕	一郎君
佐々木さやか	君
竹谷とし子	君
長沢	広明君
西田	実仁君
平木	香苗君
山本	大作君
若松	謙維君
東	光男君
片山虎之助	君
間	徹君

溝手	尾辻	片山	太田	大沼	秀久
木村	さつき	さつき	房江君	みづほ	君
義雄	上月	北川	太田	北川	片山
イチエ	佐藤	イチエ	房江君	イチエ	さつき
三宅	佐藤ゆ	佐藤	木村	木村	木村
丸川	信秋君	信秋君	義雄	義雄	義雄
三木	島田	島田	大君	大君	大君
伸吾君	末松	末松	熊谷	熊谷	熊谷
顕正君	関口	関口	小坂	小坂	小坂
亨君	昌	憲次	憲次	憲次	憲次
珠代君	一郎君	君	君	君	君
祥史君	豊田	鶴保	柘植	柘植	柘植
堀内	中川	高橋	滝波	滝波	滝波
古川	長峯	克法君	宏文君	宏文君	宏文君
牧野	二之湯	君	芳文君	芳文君	芳文君
松村	武史君	君	君	君	君
丸川	羽生田	俊郎君	君	君	君
三木	成志君	君	君	君	君
三宅	君	君	君	君	君
顕正君	君	君	君	君	君

官 報 (号 外)

平成二十六年五月二十三日

参議院会議録第二十四号(その一)

投票者氏名

宮本	森屋	山崎	山田	修路君	宏君	柳本	まさこ君
安井	水岡	牧山	前川	藤田	白林	難波	脇吉田
美沙子君	俊一君	ひろえ君	清成君	哲郎君	眞知君	國義君	修路君
君	君	君	君	君	君	君	君
稔君	水岡	牧山	前川	藤田	白林	難波	脇吉田
俊一君	俊一君	ひろえ君	清成君	哲郎君	眞知君	國義君	修路君
君	君	君	君	君	君	君	君
柳澤	吉川	吉川	柳澤	森本	森本	吉川	吉川
光美君	沙織君	吉川	柳澤	柳澤	吉川	吉川	吉川
真治君	君	君	君	君	君	君	君

反对者田名

蓮	荒木	清寛君	舫君
佐々木さやか君	竹谷とし子君	一郎君	魚住裕
長沢	西田	広明君	佐々木さやか君
山本	若松	平木	竹谷とし子君
東	儀間	大作君	長沢
藤巻	片山虎之助君	香苗君	西田
室井	柴田	謙維君	実仁君
浜田	正志君	香苗君	山本
主濱	邦彦君	光男君	若松
興石	和幸君	巧君	儀間
	了君	徹君	東
東君			興石

一  
七

## 日程第五 国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

二二三名	青木 赤石 井原 石井 石田 礪崎 岩井 宇都 江島 尾辻 大沼みずほ君 太田房江君 片山さつき君 北川イッセイ君 木村義雄君 熊谷大君 小坂憲次君 上月良祐君 佐藤信秋君 佐藤ゆかり君 山東昭子君 島田三郎君 末松信介君 関口昌一君 高階恵美子君 鶴保祐介君 豊田俊郎君 中川雅治君 長峯誠君 中西祐介君 高橋克法君 澁波芳文君 宏文君 祐介君 柘植 澁波 高橋 長峯 中西 二之湯武史君
------	--

西田	長谷川	橋本	聖子君
野村	堀井	福岡	資麿君
西昌司君	舞立	藤川	政人君
哲郎君	三原じゅん子君	丸山	政司君
岳君	溝手	和也君	昇治君
	宮本	順正君	新平君
	森屋	宏君	周司君
	山崎	力君	修路君
	山田		山谷えり子君
	山本		順三君
	吉田		博美君
	脇		雅史君
	渡邊		勝也君
	有田		芳生君
	石橋		通宏君
	江崎		樹君
	小川		幸君
	尾立		源君
	大島九州男君		孝君
	大野		
	風間		
神本美恵子君			
芝			
田城			
都君			
彰君			
正夫君			
太郎君			
嘉隆君			
小林			
斎藤			
郡司			

野上浩太郎君	羽生田俊君	馬場成志君	林芳正君
藤井古川	堀内恒夫君	牧野たかお君	基之君
丸川三木	伸吾君	三宅洋一君	祥史君
柳本森	珠代君	宮沢まさこ君	卓治君
山下山田	雄平君	吉川ゆうみ君	大太君
山本若林	俊男君	相原久美子君	健太君
儀崎渡辺	猛之君	石上俊雄君	哲史君
北澤江田	敏夫君	五月月君	平君
小西小川	敏夫君	洋一君	幸美君
小見山櫻井	敏幸君	洋之君	直紀君
檍葉賀津也君	大久保耕平君	幸治君	エリ君
田中直紀君	大塚加藤	北澤俊夫君	元君
堀内恒夫君	堀内恒夫君	堀内恒夫君	元君

平成二十六年五月二十三日

參議院會議錄第二十四號(その一) 投票者氏名

一

官 報 (号 外)

平成二十六年五月二十三日

参議院会議録第二十四号(その一) 投票者氏名

日程第七 難病の患者に対する医療等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 一三五名

岸	宏一君	大野	泰正君
北村	経夫君	岡田	直樹君
小泉	昭男君	金子原	二郎君
古賀友	一郎君	北村	金子原
佐藤	祥肇君	小泉	昭男君
酒井	庸行君	古賀友	一郎君
島尻	安伊子君	佐藤	正久君
安伊子君	島尻	酒井	庸行君
大君	大君	島尻	安伊子君
塚田	世耕	島村	大君
伊達	弘成君	塚田	世耕
忠一君	伊達	伊達	弘成君
滝沢	求君	高野光	二郎君
求君	敬三君	二郎君	高野光
敬三君	一郎君	茂君	堂故
一郎君	茂君	堂故	中曾根
茂君	松司君	中曾根	弘文君
松司君	西田	弘文君	中曾根
西田	昌司君	中曾根	弘文君
昌司君	野村	弘文君	中曾根
野村	哲郎君	中曾根	弘文君
哲郎君	長谷川	中曾根	弘文君
長谷川	岳君	中曾根	弘文君
岳君	二之湯	中曾根	弘文君
二之湯	智君	中曾根	弘文君
智君	橋本	中曾根	弘文君
橋本	聖子君	中曾根	弘文君
聖子君	福岡	中曾根	弘文君
福岡	資磨君	中曾根	弘文君
資磨君	藤川	中曾根	弘文君
藤川	政人君	中曾根	弘文君
政人君	堀井	中曾根	弘文君
堀井	舞立	中曾根	弘文君
舞立	松下	中曾根	弘文君
松下	丸山	中曾根	弘文君
丸山	三原君	中曾根	弘文君
三原君	水落	中曾根	弘文君
水落	敏栄君	中曾根	弘文君
敏栄君	宮沢	中曾根	弘文君
宮沢	洋一君	中曾根	弘文君

蓮	荒木 清寛君	佐々木さやか君 竹谷とし子君
魚住裕一郎君	西田 長沢	大作君
佐々木さやか君 竹谷とし子君	山本 広明君	香苗君
西田 長沢	東 仁君	謙維君
大作君	片山虎之助君	光男君
香苗君	柴田 儀間	巧君
東 徹君	中野 片山虎之助君	正志君
謙維君	藤巻 健史君	健史君
光男君	室井 邦彦君	邦彦君
巧君	江口 克彦君	克彦君
正志君	田中 茂君	茂君
健史君	水野 成文君	成文君
邦彦君	松沢 賢一君	和之君
克彦君	和田 政宗君	哲士君
茂君	田村 智子君	智子君
成文君	倉林 明子君	明子君
和之君	和田 芳生君	芳生君
哲士君	辰巳孝太郎君	智子君
智子君	吉田 忠智君	忠智君
明子君	浜田 和幸君	和幸君
芳生君	山下 了君	了君
智子君	吉田 東君	東君

一  
名

平成二十六年五月二十二日 参議院会議録第二十四号(その一) 投票者氏名

—

日程第八 児童福祉法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

參議院會議錄第二十四号(その一) 投票者氏名

—

官 報 (号 外)

平成二十六年五月二十三日

参議院会議録第二十四号(その一)

投票者氏名

佐藤ゆかり君	島田	山東	昭子君
未松	高橋	克法君	関口
信介君	克法君	昌一君	高階恵美子君
吉田	豊田	宏文君	滝波
脇	中川	鶴保	柘植
吉田	中西	庸介君	芳文君
吉田	長峯	俊郎君	鶴保
吉田	羽生田	雅治君	庸介君
吉田	丸川	祐介君	誠君
吉田	三木	俊君	長峯
吉田	松村	成志君	馬場
吉田	藤井	芳正君	成志君
吉田	堀内	基之君	林
吉田	牧野	恒夫君	古川
吉田	かお君	俊治君	二之湯武史君
吉田	祥史君	芳正君	野上浩太郎君
吉田	珠代君	基之君	堀内
吉田	亨君	恒夫君	牧野
吉田	伸吾君	かお君	たかお君
吉田	力君	俊治君	かお君
吉田	修路君	芳正君	祥史君
吉田	順三君	周司君	珠代君
吉田	順三君	亨君	亨君
吉田	博美君	伸吾君	珠代君
吉田	雅史君	力君	亨君
吉田	雅史君	修路君	順三君
吉田	美樹君	順三君	博美君
吉田	美樹君	亨君	雅史君

酒井	庸行君	島尻	安伊子君	島村
世耕	弘成君	伊達	忠一君	大君
塚田	敬三君	高野光二郎君	淹沢	求君
堂故	茂君	高野光二郎君	武見	
中泉	松司君	伊達忠一君	一郎	
中曾根弘文君		足立渡辺信也君		
中原八一君	西田昌司君	若林健太君	猛之君	吉川ゆうみ君
長谷川聖子君	橋本哲郎君	柳本卓治君	山田俊男君	山田雄平君
藤川嚴君	福岡資麿君	丸山和也君	森まさこ君	山下一大君
堀井昇治君	政人君	新平君	三原じゅん子君	
舞立		政司君		
塙下				
松山				
松下				
松上				
水落敏栄君				
宮沢洋一君				
森まさこ君				
山下一大君				
山田俊男君				
吉川ゆうみ君				

相原久美子君	石上	儀崎	哲史君
田中	五月君	江田	大久保
小川	敏夫君	大塚	耕平君
北澤	加藤	敏幸君	勉君
小西	金子	洋一君	
小見山幸治君	北澤	俊美君	
櫻井	榛葉賀津也君	洋之君	
林	田中直紀君	田中直紀君	
福山	直嶋	工里君	
藤田	難波	正行君	
前川	野田	國義君	
牧山	白	眞熟君	
水岡	林久美子君	獎二君	
安井	柳田	哲郎君	
美沙子君	蓮	幸久君	
竹谷	荒木	清成君	
とし子君	佐々木さやか君	ひろえ君	
君	佐々木さやか君	俊一君	
長沢	魚住裕	成君	
西田	大作君	君	
平木	香苗君	君	
山本	廣明君	君	
	実仁君	君	

有田	石橋	江崎	小川	勝也君	孝君	通宏君	芳生君
尾立							
大島九州男君	元裕君	風間	源幸君				
郡司	小林	芝	嘉隆君				
城田	斎藤	博一君	直樹君				
津田弥太郎君	正夫君						
那谷屋正義君							
長浜	西村まさみ君						
浜野	羽田雄一郎君						
広田	喜史君						
前田	健三君						
藤末	祐司君						
森本	武志君						
柳澤	彦彥君						
吉川	輝彦君						
秋野	眞治君						
河野	光美君						
杉	義博君						
石川	博宗君						
横山	秀規君						
矢倉	久武君						
新妻	昌良君						
谷合	正明君						
浜田	克夫君						
浜田	秀規君						
	信一君						

若松	片山虎之助君	東
謙維	健史君	西
君	義行君	中
井上	邦子君	北
藤巻	健治君	南
中野	公太君	東
柴田	薬師寺みちよ君	西
儀間	山田	北
光男君	太郎君	南
巧君	吉田	東
正志君	忠智君	西
行田	浜田	北
井上	和幸君	南
紙	了君	東
倉林	主濱	西
井上	輿石	北
哲士君	了君	南
智子君	東君	東
明子君	芳生君	西
智子君	辰巳孝太郎君	北
田村	芳生君	南
山下	芳生君	東

アント才猪不君 次郎君 小野 川田 龍平君 清水 寺田 貴之君 中山 恭子君 室井 邦彦君 村城君 田中 克彦君 茂君 松沢 成文君 賢一君 和之君 山口 和田 政宗君 福島みずほ君 荒井 広幸君 幸太郎君 平野 達男君 谷 亮子君 小池 晃君 市田 忠義君 吉良よし子君 大門実紀史君 仁比 聰平君 山本 太郎君

官 報 (号 外)

第明治二十五年三月三十日  
郵便物認可

平成二十六年五月二十二日 参議院会議録第二十四号(その一)

官報 号外

平成二十六年五月二十三日

参議院会議録第一一四号(その一)

〔本号(その一)参照〕

金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の金融・資本市場に一  
て総合的な魅力を高めるため、インターネット  
を通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕  
組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の  
整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファ  
ンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制  
の強化等の措置を講するものであり、おおむね  
妥当な措置と認める。

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで  
附帯決議

一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役

平成二十六年五月二十三日 参議院会議録第二十四号(その二) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

の勧誘をめぐる被害が後を絶たないことに鑑み、国内・海外を問わず、無登録業者に対する監視等を強化すること。

一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する改正金融商品取引法が本年三月に施行されたことも踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。

一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における第二種金融商品取引業者による法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図ることとも、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

---

金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

(金融商品取引法の一部改正)  
金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
十五号)の一部を次のように改正する。

条第一項とし、同条第二項中「前項本文」を第  
三条第四項とし、同条第二項中「募集又は」を「募集  
若しくは」に改め、「によらないで取得した者」  
の下に「又は処分した者」を加え、同項ただし書  
中「取得した者」の下に「又は処分した者」を、  
「その取得」の下に「又は処分」を加え、同条第五  
項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第  
六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に  
改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同  
条第一項とし、「第五款 電子募集取扱業務に  
関する特則(第四十三条の五)」を「第六款  
有価証券の取引等に関する規制(第一百五  
十七条第一項)」を「第五章の七  
特定金融指標算出者(第一百五十六条の八十五)  
証券の取引等に関する規制(第一百五十七条第一項  
第一百五十六条の九十二)」に、「第八章 罰則(第  
百七十二条の二)」に、「第八章 罰則(第  
百九十七条第一項)」を「第八章 罰則  
(第一百九十七条第一項)」に、「第八章 罚則  
没収に関する手続等の特例(第二百九条の四)」  
「第二百九条の七」に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
40 この法律において「特定金融指標」とは、金  
融指標であつて、当該金融指標に係るデリバ  
ティブ取引又は有価証券の取引の態様に照ら  
して、その信頼性が低下することにより、我  
が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそ  
がるものとして内閣総理大臣が定めるもの  
をいう。

の勧誘をめぐる被害が後を絶たないことに鑑み、国内・海外を問わず、無登録業者に対する監視等を強化すること。

一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する改正金融商品取引法が本年三月に施行されたことも踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融厅、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。

金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における第二種金融商品取引業者による法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図ることとも、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

条第一項とし、同条第二項中「前項本文」を第  
三条第四項とし、同条第二項中「募集又は」を「募集  
若しくは」に改め、「によらないで取得した者」  
の下に「又は処分した者」を加え、同項ただし書  
中「取得した者」の下に「又は処分した者」を、  
「その取得」の下に「又は処分」を加え、同条第五  
項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第  
六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に  
改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同  
条第一項とし、「第五款 電子募集取扱業務に  
関する特則(第四十三条の五)」を「第六款  
有価証券の取引等に関する規制(第一百五  
十七条第一項)」を「第五章の七  
特定金融指標算出者(第一百五十六条の八十五)  
証券の取引等に関する規制(第一百五十七条第一項  
第一百五十六条の九十二)」に、「第八章 罰則(第  
百七十二条の二)」に、「第八章 罰則(第  
百九十七条第一項)」を「第八章 罰則  
(第一百九十七条第一項)」に、「第八章 罚則  
没収に関する手続等の特例(第二百九条の四)」  
「第二百九条の七」に改める。  
第二条に次の一項を加える。  
40 この法律において「特定金融指標」とは、金  
融指標であつて、当該金融指標に係るデリバ  
ティブ取引又は有価証券の取引の態様に照ら  
して、その信頼性が低下することにより、我  
が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそ  
がるものとして内閣総理大臣が定めるもの  
をいう。

一項本文に改め、同項を同条第三項とし、同

条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、賠償の責めに任すべ

き者は、当該書類の虚偽記載等について故意

又は過失がなかつたことを証明したときは、

同項に規定する賠償の責めに任じない。

第二十二条第一項中「募集又は」を「募集若し

くは」に改め、「取得した者」の下に「又は処分し

た者」を加える。

第二十三条の四中「提出されたとき」の下に

「(当該発行登録書に当該同種の書類の提出期限

が記載されている場合であつて、当該同種の書

類がその提出期限までに提出された場合を除

く。」を加える。

第二十四条の四、第二十四条の四の六及び第

二十四条の四の七第四項中「募集又は」を「募集

若しくは」を加える。

第二十五条中「募集又は」を「募集

若しくは」に、「又は臨時報告書若しくは」を「若

しくは臨時報告書又は」に改め、同条第九項及

び第十六条項中「金融商品取引法令」を「金融商品

取引法令の規定」に改める。

第二十六条の六第二項中「募集又は」を「募集

若しくは」に改める。

第二十七条の二十三第四項中「(その)」を「(自

己株式(会社法第一百三十三条第四項に規定する自

己株式をいう。)その他当該株券等の」に改め

る。

第二十七条の二十五第一項中「事項」の下に

「(譲渡を受けた株券等が僅少である者として政

令で定める者については、対価に関する事項に

限る。」を加え、同条第三項を削り、同条第四

項を同条第三項とする。

第二十七条の二十六第二項中「第二十七条の二十五第一項本文」を「前条第一項本文」に改め、同条第六項中「前条第四項」を「前条第三項」

に改める。

第二十七条の二十八第一項中「受理した日」の

下に「又は処分した者」を加える。

第二十七条の三十の二中「第三項若しくは

「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の

対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の

写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の三十一中「受けた日」の下に

「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の

対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の

写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の三十一中「第三項」に改める。

第二十七条の三十一中「通知」を

「(通知等)」に改め、同条第二項中「された時に前

項」を「された時に同項」に改め、同条に次の二

項を加える。

第二十七条の二十七(第二十七条の二十九

項において準用する場合を含む。以下この

の項において同じ。)に規定する株券等の保有

者は、第二十七条の二十七に規定する書類

(以下この項において「大量保有報告書等」と

いう。)の提出の手続を開示用電子情報処理組

織を使用して行つた場合(磁気ディスクの提

出により当該手続を行つた場合を含む。)に

は、その大量保有報告書等について、同条

の規定による発行者に対するその写しの送付

をすることを要しない。

第二十七条の三十四中「又は売出し」を「若

しくは売出し」に、「又は特定勧誘等」を「若し

くは特定勧誘等」に、「同条第二項中「書類の」

を「同条第一項中「書類の虚偽記載等」とあるの

は「公表情報に係る虚偽情報等」と、同条第三項

中「書類の」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及

び第六項」に、「又は売出しによらないで取得し

た者」を「若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者」に改め、「取得した者に限

る。」の下に「又は処分した者(当該特定情報が

公表されていない場合にあつては、当該特定情

報の提供を受けた者に限る。」を加える。

第二十七条の三十四の二第三項中「売出し又

は」を「売出し若しくは」に改め、「取得した者

の下に「又は処分した者」を加える。

第二十九条の二第一項後段を削り、同項中第

八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六

号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加え

る。

六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商

品取引所に上場されていない有価証券(政

令で定めるものを除く。)について、電子募

集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方

法その他情報通信の技術を利用する方

法であつて内閣府令で定めるものにより第

二条第八項第九号に掲げる行為を業として

行うことをいう。以下この章において同

じ。)を行う場合は、その旨

第二十九条の二第二項第一号中「第一号ハ及

び二並びに」を第一号ニからハまで、第四号二

及び二並びに」に改める。

第二十九条の四第一項第一号中ニをホとし、

ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように

加える。

口 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二条第一項、第五十三条第三

項又は第五十七条の六第三項の規定によ

る第二十九条の登録の取消しの処分

に係る行政手続法第十五条の規定によ

る通知があつた日から当該処分をする日

又は处分をしないことの決定をする日

又は処分をしないことの決定をする日

までの間に第五十条の二第一項第二

号、第六号又は第七号に該当する旨の

同項の規定による届出をした者(当該

届出をした者の同項の規定による

通知があつた日から当該処分をする日

又は処分をしないことの決定をする日

までの間に第六十六条の十九第一項第一

号に該当する旨の同項の規定による

(2) 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に

係る行政手続法第十五条の規定による

通知があつた日から当該処分をする日

又は処分をしないことの決定をする日

を経過しないもの

六 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に

係る行政手続法第十五条の規定による

通知があつた日から当該処分をする日

又は処分をしないことの決定をする日

二六

(4) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第一号に次のように加える。

へ 金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

第二十九条の四第一項第二号二中「第六十条の四第一項に規定する」を削り、同号ト中「前号口」を「前号ハ」に改め、同号中トをりとし、ヘを予とし、ホの次に次のように加える。

ヘ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に第五十条の二第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する旨の規定による届出に係る第六十六条の二第一項の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に

係る金融商品取引業であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、合併(金融商品取引業者が合併により消滅する場合の合併に限る。)をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)が法人であつた場合において、当該法人の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(2) 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合における当該届出に係る第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に第六十六条の二十四第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信用格付業であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(信用格付業者が合併により消滅する場合の合併に限る。)をし、又は解散することについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3) 第六十六条の二十第一項の規定による第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をする日までの間に第六十六条の二第一項の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に

いもの

ト 個人であつて、前号口に該当する者は、当該届出に係る金融商品仲介業者であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の合併に限る。)をし、解散をし、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をして、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト 個人であつて、前号口に該当する者は、当該届出に係る第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ 「ト(第一号口)を「子まで若しくは(第一号ハ)に、「トまで」を「リまで」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該届出の日から五年を経過しないもの

イ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者は、当該国外法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行つたため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る)を定めていない者

二 協会(認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ。)に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則(有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその役員若しくは使用者が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

ト 個人であつて、前号口に該当する者は、当該届出に係る第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第三号から第五号まで)であつて、当該届出の日から五年を経過しな

り、同号(1)及び(2)中「トまで」を「リまで」に改め、同号亦(1)中「第一号イ」の下に「又は口」を加え、同号亦(2)中「第一号口」を「第一号ハ」に改め、同号亦(3)中「トまで」を「リまで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

## (第一種少額電子募集取扱業者についての登

## 録等の特例)

第二十九条の四の二 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨(第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の二)第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合は、その旨を含む。」と、同条第二項第一号中「及び第五号ハ」とあるのは「第五号ハ及び第六号イ」とする。

2 前条第一項第五号ハ及び第六号イの規定(これらの規定を第三十一條第五項において準用する場合を含む。)は、前項の場合又は第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務について同じ。は、第一種少額電子募集取扱業者(投資運用業を行なう者を除く。次項において同じ。)は、第三十五条第三項の規定にかかるらず、同条第二項各号に掲げる業務を行うことを要しない。

3 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五条第一項及び第二項の規定により行う業務を行う場合に、同条第四項の規定にかかるらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五条第一項及び第二項の規定により行う業務を行う場合に、同条第四項の規定にかかるらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5 第三十六条の二第一項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合は、適用しない。

6 第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、第一種少額電子募集取扱業者についての登

## は、適用しない。

## (第一種少額電子募集取扱業者についての登

録等の特例)

第二十九条の四の三 第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨(第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三)第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合における第二種少額電子募集取扱業務のみを行なう場合は、その旨を含む。」とする。

2 第三十六条の二第一項の規定は、第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行なう旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けた者をいう。次項において同じ。が第二種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

3 第二種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子情報取引業(第二条第一項第九号に掲げる商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行なう旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けた者をいう。

10 第一項、第二項、第五項、第七項及び前項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子情報取引業(第二条第一項第九号に掲げる商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行なう旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一條第一項中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第四項中「第二十九条の二第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「ハまで」を「ニまで」に改める。

3 第二種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子情報取引業(第二条第一項第九号に掲げる商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行なう旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一條第一項中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第四項中「第二十九条の二第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「ハまで」を「ニまで」に改める。

に限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。又は電子募集取扱業務に関する顧客から金銭の預託を受けることをいう。

(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

第二十九条の四の二 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨(第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の二)第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。」と、第二条第十一項及び第二項第五号イ中「又は第三十一條第四項の変更登録又は第三十一條第五項において同様の登録」を「登録」に加え、「当該適格投資家向け投資運用業」を「適格投資家向け投資運用業に、「及び前条第一項第五号イ」を「及び第二十九条の四第一項第五号イ(第三十一條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「前条第一項第五号イ中」を「第二十九条の四第一項第五号イ中」に改め、同条第二項中「登録」の下に「又は第三十一條第四項の変更登録」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二条第十一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、第二条第十一項中「同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「同条第四項に規定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。)」と、「同項」とあるのは「第二十八条第四項」と、同号中「規定する投資運用業」とあるのは「規定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。)」とする。

6 第三十一條第一項中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第四項中「第二十九条の二第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「ハまで」を「ニまで」に改める。

7 第三十三条の三第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨

第三十三条の五第一項に次の二号を加える。  
四 協会に加入しない者であつて、協会の定期取扱業務を行つた場合には、その旨  
取扱業務を行つた場合には、その旨

第三十三条の五第一項に次の二号を加える。

四 協会に加入しない者であつて、協会の定期取扱業務を行つた場合には、その旨  
取扱若しくはデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則

(当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないものの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

五 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

第三十五条の二の次に次の二条を加える。  
(業務管理体制の整備)

第三十五条の三 金融商品取引業者は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

第三十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自己又は第三者の利益を図る目的をもつて、特定金融指標算出者(第一百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。以下この号において同じ。)に対し、特定金融指標の算出に関し、正当な根拠を有しない算出基礎情報(特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者による情報をいう。)を提供する行為

第三十四条の三の次に次の二条を加える。  
四 第四十六条中「四月一日から翌年三月三十一日まで」を「各月の初日から当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年

(金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号

又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)については、これらの権利に關し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充て行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款の次に次の二条を加える。

第五款 電子募集取扱業務に関する特則

第四十三条の五 金融商品取引業者等は、第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものと除く。)について電子募集取扱業務を行うときは、内閣府令で定めるところにより、第三十七条の三第一項の規定により交付する書面に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子募集取扱業務を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければならぬ。

第三十九条の二の次に次の二条を加える。  
一 第四十六条中「四月一日から翌年三月三十一日まで」を「各月の初日から当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年

年を経過する日まで」に改め、同条に次の二条を加える。

ただし、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

第四十六条の六 第三項中「毎年三月、六月、九月及び十二月」を「四半期(事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度にあつては、内閣府令で定める各期間)をいう。第五十七条の二第五項並びに第五十七条の五第二項及び第三項において同じ。)」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十九条及び第四十九条の二を次のように改める。

第四十九条 第二項中「第五十六条の二」を「前条に改め、同条第三項中「第三十一条第四項」を「同条第四項」に、「第五十六条の三」若しくは前条第三項若しくは第四項」を「若しくは第三十五条第四項」に、「第五十六条の三」若しくは前条第二項」を「若しくは前条」に改め

(事業報告書の提出等に関する特例)

第四十九条 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とする。

2 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六条の六第一項の規定の適用については、同項中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、「準備金」とあるのは「国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」と、「固定資産」とあるのは「国内の営業所又は事務所における固定資産」とする。

3 金融商品取引業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第四十七条の二の規定及び登録金融機関が外国法人である場合における第四十八条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」と

中「すべて」を「全て」に、「補てん」を「補填」に改める。

第四十九条の五中「すべて」を「全て」に改める。

第五十条の二 第四項中「第四十九条の二第四項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十二条第二項中「トまで」を「リまで」に改める。

第五十二条の二 第一項第一号中「第三十三条规定」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十二条第二項中「トまで」を「リまで」に改める。

第五十七条の二第五項中「(一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間をいふ。以下この項、第五十七条の五第二項及び第三項並びに第五十七条の十七第二項及び第三項において同じ。)」を削る。

第五十七条の十七第二項中「属する四半期」を「属する最終指定親会社四半期(一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間をいふ。以下この項において同じ。)」に、「四半期」と「最終指定親会社四半期」とに、「当該四半期」を「当該最終指定親会社四半期」に改め、同条第三項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第五十九条の二第三項第三号、第五十九条の四第一項第三号並びに第五十九条の五第一項第三号中「トまで」を「リまで」に改める。

第五十九条の六中「第七号」を「第八号」に改め  
る。

第六十条の三第一項第一号及び第六十条の八第二項中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十条の十三中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十三条第四項中「第八章」を「第八章及び第八章の二」に改める。

第六十四条の二第一項第一号、第六十四条の四第二号及び第六十四条の五第一項第一号中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十五条の五第二項中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加え、「規定(を規定並びに「罰則を含む。」)を「第八章及び第八章の二の規定」に、「トまで」を「リまで」に改め、同条第四項中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加え、「規定(を規定並びに「罰則を含む。」)を「第八章及び第八章の二の規定」に改める。

第六十六条の二第一項第四号中「第六十六条の十四第一号」を「第六十六条の十四第一号」に改める。

第六十六条の四第一項第一号中「トまで」を「リまで」に改め、同条第二号イ中「第二十九条の四第一項第一号イ又はロ」を「第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に改め、同号ロ中「ハまでのいずれか」に改め、同号ロ中「ハを二」とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十八条第七号に該当する行為  
第六十六条の二十第二項中「トまで」を「リまで」に改める。第六十六条の三十第一項第二号中「第二十九条の四第一項第一号イ又はロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改める。第六十六条の八十五内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務(特定金融指標の算出及び公表を行う業務をいう。以下同じ。)を行う者の特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を特定金融

る。

第六十六条の四十二第二項及び第六十七条の四第二項第二号中「トまで」を「リまで」に改め  
る。

第六十七条の十八第四号中「及び店頭売買有価証券及び当該規則に

価証券」を「店頭売買有価証券及び当該規則に  
おいて流通性が制限されると認められる有  
価証券として内閣総理大臣が定めるもの」に改  
める。

第六十九条第五項、第七十九条の三十一第一  
項第三号、第七十九条の三十六第五項及び第八  
十二条第二項第三号イ中「トまで」を「リまで」に  
改める。

第八十七条の二第一項ただし書中「場合には」  
の下に「金融商品の取引(取引所金融商品市場  
における取引を除く。)」の当事者を識別するため  
の番号を指定する業務を加える。

第九十八条第四項、第一百一条の十八第二項第  
一号及び第一百二条の二十三第四項中「トまで」を  
「リまで」に改める。

第一百十二条第二項及び第一百十三条第二項中  
「第二十九条の四第一項第一号イ若しくはロ」を  
「第二十九条の四第一項第一号イからハまでの  
いずれか」に、「トまで」を「リまで」に改める。

第一百四十二条第二項第一号中「トまで」を「リ  
まで」に改める。

第一百五十二条第二項及び第一百五十三条第二項中  
「第二十九条の四第一項第一号イからハまでの  
いずれか」に、「トまで」を「リまで」に改める。

第一百五十二条第二項第一号中「トまで」を「リ  
まで」に改める。

第一百五十六条の二十五第二項第三号中「第二  
十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四  
第一項第一号ハ」に改める。

第五章の六の次に次の二章を加える。

## 第五章の七 特定金融指標算出者

### (特定金融指標算出者の指定)

#### (書類の届出)

第一百五十六条の八十五内閣総理大臣は、特定  
金融指標算出業務(特定金融指標の算出及び  
公表を行う業務をいう。以下同じ。)を行う者の  
特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保  
することが公益又は投資者保護のため必要で  
あると認められるときは、当該者を特定金融

指標算出者として指定することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による指定  
(以下この章において単に「指定」という。)を  
したときは、書面により、その旨及び指定に  
係る特定金融指標の名称を特定金融指標算出  
者に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、指定をしたときは、特定  
金融指標算出者の商号、名称又は氏名及び本  
店又は主たる営業所若しくは事務所(外国の  
者にあつては、国内に営業所又は事務所があ  
るときは、国内における主たる営業所又は事  
務所を含む。次条第一項第四号において同  
じ。)の所在地並びに指定に係る特定金融指標  
の名称を官報で公示しなければならない。こ  
れらの事項に変更があつたときも、同様とす  
る。

内閣総理大臣は、特定金融指標算出者につ  
いて指定の理由が消滅したと認めるときは、  
当該指定を取り消すとともに、書面により、  
その旨を当該特定金融指標算出者に通知しな  
ければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により指定を  
取り消したときは、その旨を官報で公示しな  
ければならない。

この限りでない。

一 商号、名称又は氏名  
二 法人であるときは、資本金の額又は出資  
の総額

三 本店又は主たる営業所若しくは事務所の  
名称及び所在地  
四 その他内閣府令で定める事項

五 前項の書類には、定款、登記事項証明書そ  
の他の内閣府令で定める書類を添付しなけれ  
ばならない。

前項の場合において、定款が電磁的記録で  
作成されているときは、書類に代えて電磁的  
記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付  
することができる。

特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げ  
る事項について変更があつたときは、内閣府  
令で定めるところにより、その旨を内閣総理  
大臣に届け出なければならない。

特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げ  
る事項について変更があつたときは、内閣府  
令で定めるところにより、その旨を内閣総理  
大臣に届け出なければならない。

前項の業務規程は、次に掲げる事項その他  
内閣府令で定める事項を内容とするもので  
なければならない。

べき事項(同号において「行動規範」といふ)。

四 情報提供者との間の契約(行動規範に係るものを含む。)の締結に関する事項

五 特定金融指標算出業務の委託に関する事項

六 特定金融指標算出業務に係る監査に関する事項

七 特定金融指標算出業務に係る説明書類の公衆縦覽に関する事項

八 特定金融指標算出業務の休止又は廃止に関する事項

九 特定金融指標算出業者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 特定金融指標算出業者は、業務規程について第一項又は前項の認可を受けた後は、業務規程の定めるところにより特定金融指標算出業務を行わなければならぬ。(休廃止の届出)

第五十六条の八十八 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。(報告の徴取及び検査)

第五十六条の八十九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指標算出業者若しくは当該特定金融指標算出業者の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該特定金融指標算出業務に関し参考となるべき報告若しくはべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融指標算出業者若しくは当該特定金融指標算出業者の委託を受けた者の業務の状況若しくは業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは

帳簿書類その他の物件の検査(当該特定金融指標算出業務に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指標算出業者に対して提供された算出基礎情報の正確性の確認に必要と認められる限りにおいて、その情報提供者に対し、当該算出基礎情報に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該情報の物件の検査をさせることができる。

三 特定金融指標算出業者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 特定金融指標算出業者は、業務規程について第一項又は前項の認可を受けた後は、業務規程の定めるところにより特定金融指標算出業務を行わなければならぬ。(改善命令等)

第五十六条の九十 内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務の運営に改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、特定金融指標算出業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

五 特定金融指標算出業者は、特定金融指標算出業者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

六 特定金融指標算出業者は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

七 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行うなければならない。

八 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

九 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十一 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十二 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十三 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十四 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十五 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十六 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十七 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十八 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

十九 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

二十 特定金融指標算出業者は、第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるわらず、聴聞を行う。

対し、当該特定金融指標算出業者が行つていている特定金融指標算出業務の全部又は一部を他の者に行わせるよう勧告することができる。

(内閣府令への委任)

第百五十六条の九十二 第百五十六条の八十五から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第百七十二条の八中「第二十七条の二十五第四項」を「第二十七条の二十五第三項」に改める。

第百八十八条中「又は取引情報蓄積機関」を「取引情報蓄積機関又は特定金融指標算出業者」に改める。

第百九十条第一項中「第百五十六条の八十」の下に「第百五十六条の八十九」を加える。

第百九十三条の二第二項各号列記以外の部分中「政令で定めるもの」の下に「(第四号において「上場会社等」という。)」を加え、同項に次の二号を加える。

四 上場会社等(資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る)が、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当の業務の全部又は一部の停止を命ずることができ。

五 第百五十六条の八十九を「第百五十六条の八十九」に改め、同条第十七号の三の次に次の二号を加える。

六 第百五十六条の八十九を次のように改める。

七 第百五十五条第十四号を次のように改める。

八 第四十三条の五の規定に違反して、同条に規定する事項を閲覧することができる。

九 第二百五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二百五十五条第二項を「第百五十六条の八十二第二項、第百五十六条の八十六第四項若しくは第百五十六条の八十八」に改め、同条第七号を削り、同条第七号の二を同条第七号とす

十一 第二百五十五条第二項を「第百五十六条の八十八」の下に「第百五十六条の八十九」を加える。

十二 第二百五十五条第二項を「第二十七条の二十五第三項」に改める。

十三 第百九十八条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の二号を加える。

十四 第二号の二の次に次の二号を加える。

十五 第二号の二の次に次の二号を加える。

十六 第二号の二の次に次の二号を加える。

十七 第二号の二の次に次の二号を加える。

十八 第二号の二の次に次の二号を加える。

十九 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十一 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十二 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十三 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十四 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十五 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十六 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十七 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十八 第二号の二の次に次の二号を加える。

二十九 第二号の二の次に次の二号を加える。

三十 第二号の二の次に次の二号を加える。

三十一 第二号の二の次に次の二号を加える。

三十二 第二号の二の次に次の二号を加える。

指標算出者に、「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは特定金融指標算出者」に改め、同条第三号中「第百五十六条の三十二第一項又は第百五十六条の三十二第二項」を「又は第百五十六条の三十二第一項、第百五十六条の三十二第二項」に改める。

三十三 第百九十八条の六第十号中「又は第百五十六条の五の八又は第百五十六条の八十九」を「第百五十六条の八十九」に改め、同条第十一号中「第百五十六条の八十九」を「第百五十六条の八十九」に改め、同条第十七号の三の次に次の二号を加える。

三十四 第二百五十五条第十四号を次のように改める。

三十五 第四十三条の五の規定に違反して、同条に規定する事項を閲覧することができる。

三十六 第二百五十五条第二項を「第百五十六条の八十二第二項、第百五十六条の八十六第四項若しくは第百五十六条の八十八」に改め、同条第七号を削り、同条第七号の二を同条第七号とす

三十七 第二百五十五条第二項を「第百五十六条の八十八」の下に「第百五十六条の八十九」を加える。

三十八 第二百五十五条第二項を「第二十七条の二十五第三項」に改める。

三十九 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十一 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十二 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十三 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十四 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十五 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十六 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十七 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十八 第二号の二の次に次の二号を加える。

四十九 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十一 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十二 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十三 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十四 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十五 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十六 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十七 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十八 第二号の二の次に次の二号を加える。

五十九 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十一 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十二 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十三 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十四 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十五 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十六 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十七 第二号の二の次に次の二号を加える。

六十八 第二号の二の次に次の二号を加える。



届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者(同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者を「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」とする。以下この号及び次号において同じ。)(当該通知があつた日以前に電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定(当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3) 第二十九条の四第一項第二号二中「許可を取り消されたことがある場合」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法第六十条の十四第二項において準用する「若しくは第六十条の十四第一項」を加え、同号亦中「第六十条第一項」の前に「若しくは第六十条の十四第一項」を加える。)

、同号へ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の

に次のように加える。

等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

第二十九条の四第一項第二号チ中「第六十条の八第二項」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第三条中「起算して六年を経過する日の属する年の翌年の四月一日」を「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に、「同日から適用するものとし」を「適用しないものとし」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第十五条の二—第二十一条)」を「第六章 没収に関する手続等の特例(第十五条の二—第二十一条)」に改める。

四条(第二十五条—第二十七条)に改める。

第二条第四項中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加え、「規定(二)を規定並びに罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

第二条の二中「及び第一号」を「第一号及び第七号」に、「損失補てん等」を「損失補填等」に改める。

第十八条の二に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十一

八条の二第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第二項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第二十五条 第十八条の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第二十五条 第十八条の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十八条の二第二項において準用する同法第二百九条の三第三項の規定により当該権利を存続させるべきときにについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

**第二十六条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第十八条第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。**

（刑事補償の特例）

**第二十七条 第十八条第二号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。**

（農業協同組合法の一一部改正）

**第四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。**

目次中「第六章 罰則（第九十九条—第一百二条）」を「第六章 罰則（第九十九条—第一百二条）」とし、第七章「没収に関する手続等の特例（第二百三十三条—第二百五十三条）」に改める。

第十一条の二の四中「及び第一号」を「、第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「「有価証券買賣取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と」を加える。

第十一條の十の三中「第三十八条第一号」の下



## (刑事補償の特例)

第一百一条の四 第九十八条の四の罪に関する没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

## (水産業協同組合法の一部改正)

第六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第百二十八条—第百三十四条)」を「第九章 罰則(第百二十八条—第百三十五条)」に改め、「第十九章 没収に関する手続等の特例(第百三十五条规定)」に改める。

例 第百三十五条—第一百三十七条に改める。

第十一条の九中「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第二号」及び「同項第二号」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と「」を加える。

第十五條の七中「第三十八条第一号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と「」を加える。

第一百二十二条の三第二項中「第九章」の下に「及び第十章」を加える。

第一百二十二条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第二号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と「」を加える。

第一百二十二条の三第二項中「第九章」の下に「及び第十章」を加える。

同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十九条の四第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第二項又は第二百条の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の「一章」を加える。

## (第十章 没収に関する手續等の特例)

第三者的財産の没収手續等

第一百三十五条 第百二十九条の四第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百三十七条において同じ)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第二百二十九条の四第一項の規定により、地上権、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

## (刑事補償の特例)

第一百三十七条 第百二十九条の三第一号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第七条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第百十二条—第百十八条)」を「第六章 罰則(第百十二条—第百十八条)」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と「」を加える。

第一百二十二条の五第二項中「及び第二号」を

「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と「」を加える。

二十九条の四第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

二十九条の四第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と「」を加える。

第二百十二条の四に次の「一項」を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「水産業協同組合法第百二十九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきと

きについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「水産業協同組合法第百二十九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきと

において準用する同法第二百九条の二第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第一百十二条の四第二項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三百三十八号)の規定を準用する。

## (没収された債権等の処分等)

第五百二十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は、前条第一項の規定は、第三百十二条の三の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第一項の規定は、第三百十二条の三の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときに、同法第二百九条の六の規定は、権利の移転について登記又は登録をする財産を第三百十二条の三の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

## (刑事補償の特例)

第五百二十二条 協同組合による金融事業に関する法律の一部  
改正  
第八条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第三百八十三号)の一部を次のように改正する。  
第六条の五第二項中「第九章」の下に「及び第十章」を加え、「第十二条」を「第十五条」に改める。

「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と「を加える。

2 第十条の二の三に次の一項を加える。  
第三百二十九条 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三(第二項(没収の要件等))の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは、協同組合による金融事業による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項と「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限りある。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

## (没収された債権等の処分等)

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三百三十八号)の規定を準用する。

## (没収された債権等の処分等)

第五百二十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は、第三百二十九条の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は、第三百二十九条の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときに、同法第二百九条の六の規定は、権利の移転について登記又は登録をする財産を第三百二十九条の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

## (第三者的財産の没収手続等)

第五百二十四条 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百五十二条(第二百五十三条)を「第二百五十四条(第二百五十五条)」に改める。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで、第三者の財産の没収手続等の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

## 第九条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第三百九十八条)の一部を次のように改正する。

目次中「第五編 罰則(第二百二十八条—第二百五十二条)」を「第五編 罰則(第二百二十八条—第二百五十二条)」を「第六編 没収に関する手続等の特例(第二百五十二条—第二百五十五条)」に改める。

## 第一百九十七条中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加える。

第二百二十三条の三第一項の表第二十九条の四第一項第一号二の項中「第二十九条の四第一項第一号二」を「第二十九条の四第一項第一号二」に改める。

## 第一百九十七条中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加える。

第二百二十四条に次の一項を加える。  
2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項又は第二百九十八条の二第一項第一号二を「第二十九条の四第一項第一号二」に改める。

## 第二百二十四条に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項又は第二百九十八条の二第一項第一号二を「第二十九条の二第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(第二百四十四条第一項)」と読み替えるものとする。

## (刑事補償の特例)

2 第十条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第十五条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条ににおいて「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができる。



第十七条の二中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第二項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に「同条第四項第一号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「を加える。

第二十五条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条の二の三第一項」と、「」の条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の三条を加える。

(第三者の財産の没収手続等)

第三十条 第二十五条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三十二条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場

合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十五条の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十五条の二の三第三項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「長期信用銀行法第二十五条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第二十五条の二の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第二十五条の二の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第二十五条の二の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転

法律案  
の登  
つい  
(刑事)  
第三十

ついの登

記又は登録を関係機関に嘱託する場合にて、それぞれ準用する。

内容)の規定を準用す

る。

## 本則に次の第一章を加える。

### 第十二章 没収に関する手続等の特例

**第一百四条 第百条の四の三第一項の規定により**

没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百六条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条に

おいて「第三者」といふに帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加

「…」  
「…」

権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合におい

て、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規

がその上に存在する財産を没収する場合において、第百条の四（三萬二頃）から（三萬用一）

る同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきとき

は「いて準用する。この場合において 同法 第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第

三第二項において準用する前条第二項」と読

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用する。

約」と「」を加える。  
第四十七條第三項中「第九章」の下に「及び第  
十章」を加える。

### (没収された債権等の処分等)

第五十二条の二の五

あるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十九

めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

第一五百五条 金融商品取引法第二百九十九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第一五百五条の四の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九十九条の五第二項の規定は第一五百五条の四の二の罪に該当する場合に適用される。

「業務管理体制の整備を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の禁止等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第三項」

八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

**第六十九条** 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は、第六十三条の二の二の罪に関し没収された債権等の処分等の処理に適用する。

百九条の四の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて 同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第百条の四の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ適用する。

「業務管理体制の整備を加え、「及び第二号」を、「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第三項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第三項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に「同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「を加える。

八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の一章を加える。

第十章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第六十八条 第六十三条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第七十七条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判

第六十九条 金融商品取引法第二百九条の第五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第六十三条の二の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第六十三条の二の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第六十三条の二の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

**第百六条** 第百条の四の二の罪に關し没収すべき債権等の沒収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償の内容）の規定を準用する。

に、「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を、「第一号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に、「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に

<sup>2</sup> 第六十三条の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

(刑事補償の特例)  
第七十条 第六十三条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償辦法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

（銀行法）（一部改正）  
十三条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等」  
契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定  
預金等契約」と、を加える。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利をも含む。

(不動産特定共同事業法の一部改正)  
第十四条 不動産特定共同事業法(平成六年法律  
第七十七号)の一部を次のように改正する。  
日文「第二百四十九条第一項」

「第六十一条」を「第六十九章 没収に関する手続等の特例」に改める。

〔及び第十章〕を加える。  
第六十三条の二の三に次の一項を加える。

がその上に存在する財産を没収する場合において、第六十三条の二の三第二項において準用する同法第一百九条の三第二項(没収の要

自次中第七章 訂正第五十二条第一、第五十九条」を「第七章 没収に関する手続等の特例(第六十一条、第六十二条)」に改める。

第十三条の四中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第一号」を「、第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び同項第二号中を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」

財産の没収等及び第二百九条の三第一項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」と

4  
第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定項等の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第一項」とあるのは、「銀行法第六十三条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

六  
第一項 第二項  
第二条第一項中「」の法律の下に「(第八章を除く。)」を加える。  
第四十条の二第五項中「第七章」の下に「及び第八章」を加える。  
第五十三条の二に次の一項を加える。  
2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による



に關し没收すべき債権等の沒収の執行に対する  
刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による  
補償の内容については、同法第四条第六項  
(補償の内容)の規定を準用する。

第十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九  
十三号)の一部を次のように改正する。

「(第一百三条—第一百五条)」に改める。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号」とし、第七号に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の七中「及び第一号」を「第一号」とし、及び第七号に改め、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第二項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に「同条第四項第一号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介」と改めることとする。

をする」と「を加え、及び第三号」及び「同項第一号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、」を加える。

第九十五条の三第二項中「第十一章」の下に「及び第十一章」を加える。  
第九十五条の五中「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第三号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「を加える。」

平成二十六年五月二十三日 参議院会議録第二十四号(その一) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

ときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の第四項第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「農林中央金庫法第九十九条の二の三第二項」において準用する前条

「務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第一号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「損失補てん等」を「損失補填等」に改める。

第六十三条第一項中「第二章」を「前章」に  
「」及び「を」を「並びに」に改め、「第七章」の下に  
「及び第八章」を加える。

第九十五条に次の二項を加える。  
2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した

2 金融商品取引法第二百九条の二(譲り受けた財産の没収等)及び第二百九条の三(譲り受けた財産の要件等)の規定は、前項の規定による没

収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の

第二百零一条の二第一項、第二百零二条の二第一項又は第二百条の一」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条、次条第

業法第九十五条规定第一項」と「この条次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「」の項」と、「次項及び次条第一項」とあるの

「」の項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第一項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不去材産が混和したもの

条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百一十九条第一項の「主物」、「从物」等

二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法

「第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

る。本則に次の一章を加える。

## 第八章 没収に関する手続等の特例 (第三者の財産の没収手続等)

**第一百二条** 第九十五条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以  
外の財産)。

外の財産をいう。次条及び第一百四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において

同じく「被告」以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を

て、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在することができない。

抵当権その他の第三者の権利がその上に存在

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第四百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十九条の二の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十九条の二の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を第九十九条の二の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(信託業の特例)

第五百五条 第九十九条の二の二の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(信託業法の一部改正)

第十七条 信託業法(平成十六年法律第二百五十四条)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第九十一条—第一百一十条)」を「第七章 罰則(第九十一条—第一百一十条)」に改める。

第二十四条の二中「兼業の範囲」の下に「業同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「農林中央金庫法第二十九条の二の三第一項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

「務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第一号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「損失補てん等」を「損失補填等」に改める。  
第六十三条第一項中「第二章」を「前章」に、「及び二」を「並びに」に改め、「第七章」の下に「及び第八章」を加える。  
第九十五条次の二項を加える。  
2 金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条」次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第二项又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。  
本則に次の二項を加える。  
第八章 没収に関する手続等の特例  
(第三者的財産の没収手続等)  
第一百二条 第九十五条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百四条において同じ）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができる。  
2 第九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在



同法第二百九十九条の次に二条を加える改正規定並びに第二条(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る)、第三条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定(第三二八条)の下に「(第七号を除く。)」を加える部分に限りる)及び同法第二条の二の改正規定を除く。)、第四条(農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。)、第五条(消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十一条の五の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条及び第二百一十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十二条(長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。)、第十三条(銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十四条(第五十五条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二及び附則第三条の二の改正規定を除く。)及び第十八条(株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第十三条(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二

十条の改正規定を除く)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(規定(一)を規定並びに)に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(規定(一)を規定並びに)に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十七条(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この法律による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二十一条の二(新金融商品取引法第二十七条及び第二十七条の三十四において準用する場合を含む。)、第二十二条(新金融商品取引法第二十三条の二第五項、第二十四条の四、第二十四条の四の五第五項(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項、第二十七条並びに第二十七条の三十四において準用する場合を含む。)及び第二十七条の三十四の二(第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出される新金融商品取引法第二十五条第二項各号に掲げる書類又は提供され、若しくは公示される新金融商品取引法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券情報若しくは新金融商品取引法第二十七条の三十四に規定する特定情報について適用し、施行日前に提出されたこの法律による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第二十五条第一項各号に掲げる書類又は提供され、若しくは公示された旧金融商品取引法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券情報若しくは旧

第三条 新金融商品取引法第二十七条の二十三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する大量保有者となつた場合における同項に規定する大量保有報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者となつた場合における同項に規定する大量保有報告書の提出については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第二十七条の二十五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合における同項に規定する変更報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合及び同条第三項に規定する新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合における同条第一項に規定する変更報告書の提出については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第二十七条の二十六第一項の規定は、施行日以後の同条第三項に規定する基準日において新金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における新金融商品取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出について適用し、施行日前の旧金融商品取引法第二十七条の二十六第三項に規定する基準日において旧金融商品取引法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における旧金融商品取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出については、新金融商品取引法第二十七条の二十三第四項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

4 新金融商品取引法第二十七条の二十六第二項  
の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる場合  
に該当することとなつた場合における同項に規  
定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出  
について適用し、施行日前に旧金融商品取引法  
第二十七条の二十六第二項各号に掲げる場合に  
該当することとなつた場合における同項に規定  
する特例対象株券等に係る変更報告書の提出に  
ついては、新金融商品取引法第二十七条の二十  
三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例に  
よる。

5 新金融商品取引法第二十七条の二十六第四項  
の規定は、同項に規定する百分の五を超えるこ  
ととなつた日が施行日以後である場合における  
同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大  
量保有報告書の提出について適用し、旧金融商  
品取引法第二十七条の二十六第四項に規定する  
百分の五を超えることとなつた日が施行日前で  
ある場合における同条第一項に規定する特例対  
象株券等に係る大量保有報告書の提出について  
は、新金融商品取引法第二十七条の二十三第四  
項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新金融商品取引法第二十七条の二十六第五項  
の規定は、同項に規定する当該増加した日が施  
行日以後である場合における同条第二項に規定  
する特例対象株券等に係る変更報告書の提出に  
ついて適用し、旧金融商品取引法第二十七条の  
二十六第五項に規定する当該増加した日が施行  
日前である場合における同条第二項に規定する  
特例対象株券等に係る変更報告書の提出につい  
ては、新金融商品取引法第二十七条の二十三第  
四項の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。

第四条 新金融商品取引法第二十七条の二十八第  
一項（新金融商品取引法第二十七条の二十九第  
二項において準用する場合を含む。以下この条  
において同じ。）の規定は、施行日以後に受理さ



官 報 (号 外)

審查報告書

保険業法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した  
二〇一九年五月二日施行。

よ三で要領書を添えて報告する

財政金融委員長 塚田 一郎

參議院議長 山崎 正昭

要領書

卷之三

## 一 委員会の決定の理由

本法律案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
保険業法等の一部を改正する法律案  
よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 山崎 正昭殿

### 保険業法等の一部を改正する法律案

保険業法等の一部

**第一条** 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

古文中「第二百七十三条——第二百七十四条」を

三百七十三条・第一百七十四条に改める

認可」に改める。

第百条の五第二項中「電磁的方法」を「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める

五百六十六条第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)五百六条第四項本文中「以外」の下に「外国の」を加え、「又は第十四号に掲げる会社」を「から第十二号までに掲げる会社(同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。)又は特例対象持株会社(持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。第六項において同じ。)に改め、同項ただし書及び同条第五項中「以外」の下に「外国の」を加え、同条第六項第一号中「以外」の下に「外国の」を加え、「若しくは第十四号に掲げる会社」を「から第十二号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社」に改め、同項第二号中「第一項第八号」の下に「から第十二号まで」を、「掲げる会社」の下に「又は特例対象持株会社」を、「以外」の下に「外国の」を加える。

第一百七十三条第一項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第一百三十七条第一項に次のただし書を加える。

約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第二百五十二条第一項中「並びに第百三十七条第一項」を「並びに第百三十七条第一項本文」に、「第百三十七条第一項」を「第百三十七条规定」に、「同条第五項」を「同条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第一項ただし書及び第五項」に改め、同条第三項中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第一項ただし書及び第五項」に改め、同条第三項中「第百四十四条第二項」を「第百四十四条第二項本文」に、「とする」を「と」、同項ただし書「第二百十条第一項及び第二百七十一条の二十九において準用する場合を含む。」の規定は、「適用しない」に改める。

第二百五十三条中「第百四十四条第二項」を「第百四十四条第二項本文」に、「とする」を「と」、同項ただし書「第二百十条第一項及び第二百七十一条の二十九において準用する場合を含む。」の規定は、「適用しない」に改める。

第二百七十九条の四第九項中「第百三十七条」の下に「第一項ただし書及び」を、「から第百四十条」の下に「(第二項ただし書を除く。)」を加える。

第二百七十九条の二十二第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)下に「又はその者の再委託を受けた者」を加え

第二百九十四条の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若

しへは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険(団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険をいう。次条、第二百九十四条の三第一項及び第三百条第一項において同じ。)に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為(当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行つた者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、当該保険契約者が当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対しても必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百条第一項において同じ。)に関し、保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

三 保険仲立人の損害賠償に関する事項  
四 その他内閣府令で定める事項

5 保険仲立人は、前項の規定による書面

付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

への説明、保険募集の業務に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行、二以上の所屬保険会社等を有する場合における当該所屬保険会社等が引き受けける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険

本件は、保険契約の加入を勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に改め、「行為」の下に「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に改め、「行為」の下に「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させたものに対するものに限る。

募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。次条において同じ。」又は「保険仲立人」に改める。  
第三百四条中「保険仲立人」を「特定保険募集人又は保険仲立人」に改める。  
第三百五条に次の二項を加える。

第二百九十四条の二 保険会社等若しくは外国  
保険会社等、これらの役員（保険募集人であ

險募集の業務の指導に関する基本となるべき事項(当該他の保険募集人が行う保険募集の

被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同項に次のとおり書き加える。

保険仲立人と保険募集の業務に関する取引する者等は当該特定保険募集人等は保

業務の方法又は条件に関する重要な事項を今までのものに限る。)を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行なう事業をいう。)を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

ただし、第二百九十四条第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

入をいう。以下この条において同じ。)の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2  
保険仲立人は、保険募集の業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものと除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行その他の健全な

下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加える。

第三百条の二中、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他保険法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」とを、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保

3 特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定者の施設に立ち入らせ、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者に対し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(無家遺宮之歷) 之 批語

一通せが運営を確保するための措置を講じた  
ナレッジベース。

**第二百九十四條の三** 保険募集人は 保険募集の業務(自らが保険募集を行つた団体保険に

けれはならない。  
第二百九十六条を次のように改める。

係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条並びに第三百五十五条及び第三項において同じ。)に関する、こ

第二百九十六条 削除

第三百三條中「保険仲立人」を「特定保険募集人（その規模が大きいものとして内閣府令で定められた者等）」に改める。

第三百二十二条第五号中「第三百五条」を「第三百一十七条第七号中「若しくは監査役」を  
「監査役若しくは会計監査人」に改める。

四六

官 報 (号 外)

百五条第一項又は第二項に改め、同条第六号中「第三百五条」を「三百五条第一項又は第二項」に、「同条」を「これら」に改める。  
附則第百十九条を次のように改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

及び第百三十八条を「第一百三十七条第一項ただし書及び第五項、第百三十八条並びに第一百四十九条第二項ただし書」に改める。

[第一百三十七条第一項]ただし書及び第五項]に、「及び」を「並びに」に改める。  
附則第四条第十一項中「第一百三十七条第五項」を「第二百三十七条第一項ただし書及び第五項」並びに「第二百三十七条第一項ただし書及び第五項」に改める。  
附則第四条の二の表以外の部分中「第二百九十四条」を「第二百九十四条第三項」に改め、「第二百九十四条」を「第二百九十四条第一号」に改め、「三百条」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加え、同条の表第二百九十四条第一号の項中「第二百九十四条第一号」を「第二百九十四条第三項第一号」に改め、同表第二百九十四条第三項第一号」に改め、同表第三百条第一項第三項第三号」に改め、同表第三百条第一項の項を次のように改める。

第三百条第一項 附則第四条の二の表第三百条第一項の項の次に次のように加える。	
第三百条第一項第一号 附則第四条の二の表第三百条第一項の項の次に次のように加える。	重要な事項
<p>又は保険募集 くは保険募集を行つた団体保険に係 る保険契約に加入することを勧誘す る行為その他の当該保険契約に加入 させるための行為</p> <p>行為(自らが締結した又は保険募集 を行つた団体保険に係る保険契約に 加入することを勧誘する行為その他 の当該保険契約に加入させるための 行為については第一号に掲げる行為 (被保険者に対するものに限る。)に 限り、次条に規定する特定保険契約 の締結又はその代理若しくは媒介に 関しては同号に規定する保険契約の 契約条項のうち保険契約者又は被保 険者の判断に影響を及ぼすこととな る重要な事項を告げない行為及び第 九号に掲げる行為を除く。)</p>	行為

附則第五条第三項中「第三百条第一項」の下に「ただし書を除き、」を、「第一項」との下に「同法第三百条第一項中「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は保険募集」と、「行為(自らが締結した又は保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為にしては第一号に掲げる行為被保険者に対するものに限る。」に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。」とあるのは「行為」と、同項第一号中「保険契約又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「重要な事項」とを加える。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三百三十七条第五項」を「第三百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第一百四十二条第二項ただし書」に改め、同条第三項中「第三百三十七条第五項及び第三百三十八条第一項ただし書及び第五項」を「第三百三十七条第一項ただし書及び第五項、第三百三十八条並びに第一百四十二条第二項ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中保険業法第二百七十五条第一項第三号、第三百十七条第七号及び附則第六条及び第七条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

六条、第一百七十七条第一項、第一百三十七条第一項、第一百四十四条第二項、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、

第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第十二項、第三条第一項及び第四条第一項の改正規定並びに第三条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新保険業法」という。)第一百三十七条第一項(新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後にされる新保険業法第二百三十七条第一項の規定による公告に係る保険契約の移転について適用し、第二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。)第一百三十七条第一項(旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二号施行日以後にされる新保険業法第二百十条第二項の規定による通知



## 六 医療分野の研究開発の成果が健康長寿社会の

形成において重要な役割を果たすことに鑑み、  
医療分野の研究開発の重要性に対する国民の関  
心と理解を深めるよう努めること。

## 七 医療分野の研究開発における重点領域の設定

に当たつては、国民・患者のニーズも踏まえる  
こと。

八 創薬支援業務等に関する独立行政法人医薬基  
盤研究所から独立行政法人日本医療研究開発機  
構への業務移管、特に創薬支援ネットワークの  
本部機能の円滑な移行に向け万全を期すこと。

また、医療機器の開発を進めるため、大学、研  
究開発法人、その他の研究機関及び企業等から  
なるネットワークの設立に向けての検討を進め  
、適切な措置を講ずること。

九 機構の役員の選任に当たつては、幅広い視点  
と中長期的な視点から公正な判断ができる人材  
の登用に努めること。また、公募を経て選定さ  
れた場合を除いては、公務員OBを役員に選任  
することを認めないこと。

十 この法律の施行後五年以内に、健康・医療戦  
略推進本部及び独立行政法人日本医療研究開発  
機構の各府省及び各独立行政法人間の調整機能  
を強化し、その司令塔機能を發揮させるため、  
予算の編成及び執行等の在り方並びに組織の在  
り方を含め、この法律の施行の状況について検  
討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講  
ずること。

右決議する。

## 健康・医療戦略推進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決  
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 伊吹 文明

## 健康・医療戦略推進法案

(小字は衆議院修正)

## 健康・医療戦略推進法

## 目次

## 第一章 総則(第一条—第九条)

## 第二章 基本的施策(第十条—第十六条)

## 第三章 健康・医療戦略(第十七条)

## 第四章 医療分野の研究開発の推進(第十八条)

## 第五章 健康・医療戦略推進本部(第二十条—

## 第二十九条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、国民が健康な生活及び長寿  
を享受することのできる社会(以下「健康長寿社  
会」という。)を形成するためには、先端的な科  
学技術を用いた医療、革新的な医薬品等(医薬  
品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確  
保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十  
五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第

四項に規定する医療機器又は同条第九項に規定  
する再生医療等製品をいう。第十三条第一項に規定  
する再生医療等製品を用いた医療(以下「世界最高水  
準の技術を用いた医療(以下「世界最高水準の医  
療」という。)の提供に資する医療分野の研究開  
発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに  
健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の  
創出及び活性化並びにそれらの環境の整備(以  
下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新  
産業創出」という。)を図るとともに、それを通  
じた我が国経済の成長を図ることが重要となつ  
ていていることに鑑み、健康・医療に関する先端的  
研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、國  
等の責務、その推進を図るための基本的施策そ  
の他基本となる事項について定めるとともに、  
政府が講すべき健康・医療に関する先端的研究  
開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ  
下に「研究機関」という。)は、基本理念にのつ  
ては、研究機関は、基本理念にのつとり、第三  
条の規定に基づき國が実施する施策及び第四条  
の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に  
協力するよう努めなければならない。

計画的に推進するための計画(以下「健康・医療  
戦略」という。)の作成及び健康・医療戦略推進  
本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必  
要となる事項について定めることにより、健  
康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の  
形成に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 健康・医療に関する先端的研究開発及び  
新産業創出は、医療分野の研究開発における基  
礎的な研究開発から実用化のための研究開発ま  
での一貫した研究開発の推進及びその成果の円  
滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供  
に資するとともに、健康長寿社会の形成に資す  
る新たな産業活動の創出及びその海外における  
展開の促進その他の活性化により、海外における  
医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済  
の成長に資するものとなることを旨として、行  
われなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本  
理念」という。)にのつとり、健康・医療に関する  
先端的研究開発及び新産業創出に関する施策  
を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責  
務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、  
健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業  
創出に關し、國との適切な役割分担の下、地方  
公共団体が実施すべき施策として、その地方公  
共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を  
策定し、及び実施する責務を有する。

## (連携の強化)

第五条 大学、研究開発法人(研究開発システム  
の改革の推進等による研究開発能力の強化及び  
研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成  
二十年法律第六十三号)第二条第八項に規定す  
る研究開発法人をいう。)その他の研究機関(以  
下「研究機関」という。)は、基本理念にのつ  
ては、研究機関は、健康・医療に関する先端的  
研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するため  
必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を  
講ずるものとする。

## (法制上の措置等)

第六条 国は、健康・医療に関する先端的研究開  
発及び新産業創出に関する施策を実施するため  
必要な法律を制定する。

## (研究開発の推進)

第七条 研究機関は、健康・医療に関する先端的  
研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するため  
必要な法律を制定する。

## (研究開発の推進)

第八条 国は、健康・医療に関する先端的研究開  
発及び新産業創出の効果的な実施が図ら  
れることに鑑み、これらの者の間の連携の強化  
に必要な施策を講ずるものとする。

## (研究機関の責務)

第九条 国は、健康・医療に関する先端的研究開  
発及び新産業創出に関する施策を実施するため  
必要な法律を制定する。

## (研究開発の推進)

第十条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要  
な医療分野の研究開発の推進及びその成果の円  
滑な実用化を図るために、医療分野の研究開発に

より、医療分野の研究開発及びその成果の普及  
並びに人材の育成に積極的に努めなければならない。  
2 研究機関は、医療分野の研究開発を行うに當  
たつては、先端的、学際的又は総合的な研究に  
努めなければならない。

関し、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

#### (研究開発の環境の整備)

第十二条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるよう、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備その他の施策を講ずるものとする。

#### (研究開発の公正かつ適正な実施の確保)

第十三条 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たっては、法令及び研究開発に関する行政指導指針(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号二の行政指導指針をいう。)を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。

#### (研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等)

第十四条 国は、健康長寿社会の形成に資する研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他他の施策を講ずるものとする。

#### (新産業の創出及び海外展開の促進)

第十五条 国は、国民が広く健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に対する関心と理解を深めるよう、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (教育の振興等)

第十六条 国は、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

#### (人材の確保等)

第十七条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

#### (第三章 健康・医療戦略)

第十八条 健康・医療戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 政府が総合的かつ長期的に講すべき健康・医療戦略を定める方針

#### 二 集中的かつ計画的に講すべき医療分野研究開発等施策

#### 三 前二号に掲げるもののほか、医療分野研究開発等施策を集中的かつ計画的に推進するため必要な事項

#### 四 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第二十一条第八条又は第二十条の規定により意見を述べること)。

#### 五 前各号に掲げるもののほか、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

#### 六 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

#### 七 第二十二条 本部は、健康・医療戦略推進本部長、健康・医療戦略推進副本部長及び健康・医療戦略推進本部員をもつて組織する。

#### 八 第二十三条 本部の長は、健康・医療戦略推進本部長(次項、次条第一項及び第二十五条第二項

#### 5 前二項の規定は、健康・医療戦略の変更について準用する。

#### 第四章 医療分野の研究開発の推進

第十九条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講すべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策(以下「医療分野研究開発等施策」という。)の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発等施策の推進に関する計画(以下この条、次条及び第二十一条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。)を作成するものとする。

#### 第六章 健康・医療戦略推進本部

#### 一 設置

第二十条 健康・医療戦略推進本部(以下「本部」という。)を置く。

#### 二 所掌事務

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

#### 一 健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

#### 二 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に関すること。

#### 三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

#### 四 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第二十一条第八条又は第二十条の規定により意見を述べること)。

#### 五 前各号に掲げるもののほか、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

#### 六 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

#### 七 第二十二条 本部は、健康・医療戦略推進本部長、健康・医療戦略推進副本部長及び健康・医療戦略推進本部員をもつて組織する。

#### 八 第二十三条 本部の長は、健康・医療戦略推進本部長(次項、次条第一項及び第二十五条第二項

九 第十九条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割があるときは、遅滞なく、健康・医療戦略の変更について準用する。

#### 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、健康・医療戦略推進計画を公表するものとする。

#### 五 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

#### 六 第四項の規定は、医療分野研究開発推進計画の変更について準用する。

#### 七 独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割

において「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(健康・医療戦略推進副本部長)

第二十四条 本部に、健康・医療戦略推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に關し内閣総理大臣を助けることその職務とする國務大臣をいう。)をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(健康・医療戦略推進副本部員)

第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものである。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章から第五章までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、○この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十六年五月二十日

審査報告書

独立行政法人日本医療研究開発機構法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 山崎 正昭殿 内閣委員長 水岡 俊一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成二十六年度一般会計予算(文部科学省所管)に十八億二千四百三十万千円が計上されている。

一、医療分野の研究開発において、裾野の広いアカデミア等の基礎研究を奨励するとともに、大学、国立高度専門医療研究センター、臨床研究中核病院等の臨床研究を行う機関を一体とした臨床研究基盤を構築し、医薬品・医療機器等の開発から実用化までの取組を加速化させること。

二、臨床研究等の推進・活性化のため、国際共同研究にも対応できる臨床研究・治験のための拠点整備に努めるとともに、臨床研究コーディネーター、倫理・医学統計等の専門的な人材の育成を図ること。

三、医薬品や医療機器に関連する企業・団体からの透明性が確保された拠金を原資として、臨床研究の推進に資するための組織を公的機関内に整備することについて検討を行い、適切な措置を講ずること。

四、基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、独立行政法人日本医療研究開発機構は、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努めること。

五、健康医療情報の有効活用するため、これらの情報の適切な電子化及び研究開発の目的に応じた統合について検討を行うとともに、電子カルテの活用等ICTによるビッグデータの活用を含む実践的なデータベース機能の早急な整備、健康・医療に関する研究目的での利用に向けた健康医療情報の第三者提供の在り方について検討を行い、適切な措置を講ずること。

六、医療分野の研究開発の成果が健康長寿社会の形成において重要な役割を果たすことに鑑み、医療分野の研究開発の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めること。

七、医療分野の研究開発における重点領域の設定に当たつては、国民・患者のニーズも踏まえること。

## 八 創薬支援業務等に関する独立行政法人医薬基

盤研究所から独立行政法人日本医療研究開発機

構への業務移管、特に創薬支援ネットワークの

本部機能の円滑な移行に向け万全を期すこと。

また、医療機器の開発を進めるため、大学、研

究開発法人、その他の研究機関及び企業等から

なるネットワークの設立に向けての検討を進

め、適切な措置を講ずること。

九 機構の役員の選任に当たつては、幅広い視点

と中長期的な視点から公正な判断ができる人材

の登用に努めること。また、公募を経て選定さ

れた場合を除いては、公務員〇Bを役員に選任

することを認めないこと。

十 この法律の施行後五年以内に、健康・医療戦

略推進本部及び独立行政法人日本医療研究開発

機構の各府省及び各独立行政法人間の調整機能

を強化し、その司令塔機能を發揮させるため、

予算の編成及び執行等の在り方並びに組織の在

り方を含め、この法律の施行の状況について検

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

ずること。

右決議する。

## 独立行政法人日本医療研究開発機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月十日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人日本医療研究開発機構法案

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 役員及び職員(第七条~第十五条)

第三章 業務等(第十六条~第十七条)

第四章 雑則(第十八条~第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条~二十四条)

第六章 附則

第七章 機構の資本金は、附則第二条第二項及び

## 第五章 罰則(第二十二条~二十四条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本医療研究

開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する

事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成

十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の

定めるところにより設立される通則法第二条第

一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行

政法人日本医療研究開発機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本医療研究開発機構(以

下「機構」という。)は、医療分野の研究開発にお

ける基礎的な研究開発から実用化のための研究

開発までの一貫した研究開発の推進及びその成

果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が

円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を

総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開

発推進計画(健康・医療戦略推進法(平成二十六

年法律第二号)第十八条第一項に規定する

医療分野研究開発推進計画をいう。)に基づき、

大学、研究開発法人(研究開発システムの改革

の推進等による研究開発能力の強化及び研究開

発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年

法律第六十三条)第二条第八項に規定する研究

開発法人をいう。)その他の研究機関(以下この

条において単に「研究機関」という。)の能力を活

用して行う医療分野の研究開発及びその環境の

整備、研究機関における医療分野の研究開発及

びその環境の整備の助成等の業務を行うことを

目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

独立行政法人日本医療研究開発機構法

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項及び

第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同

定める金額の範囲内において、機構に追加して

出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第六条 機構でない者は、日本医療研究開発機構

という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことが

できる。

(役員の任命に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

第八条 主務大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同

条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

(理事の職務及び権限等)

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九

条第二項の規定により理事長の職務を代理し又

は、理事とする。ただし、理事が置かれていな

いときは、監事とする。

4 第二項の規定により理事長の職務を代理し又

は、理事とする。ただし、理事が置かれていな

いときは、監事とする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の任期)

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日

を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一

二十三條第一項の規定の適用については、同項

中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人

日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律

号)第十二条」とする。

条第一項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同

定める中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事

長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、理事長が定める期間(その末

日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更され

た場合において、理事の任期の末日が理事長の

任期の末日後となるときは、理事の任期は、変

更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の解任)

第六条 機構でない者は、日本医療研究開発機構

という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことが

できる。

(役員の任命に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

第八条 主務大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同

条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

(理事の職務及び権限等)

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九

条第二項の規定により理事長の職務を代理し又

は、理事とする。ただし、理事が置かれていな

いときは、監事とする。

4 第二項の規定により理事長の職務を代理し又

は、理事とする。ただし、理事が置かれていな

いときは、監事とする。

(役員の任期)

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日

を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一

二十三條第一項の規定の適用については、同項

中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人

日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律

号)第十二条」とする。

(事務所)

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第

二十三條第一項の規定の適用については、同項

中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人

日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律

号)第十二条」とする。

2

機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第号)第十二条及び第十二条」とする。

(秘密保持義務)  
機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は密用してはならない。

(役員及び職員の地位)  
機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)  
機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十七条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2

主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(秘密保持義務)

機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 雜則

(主務大臣等)

第十八条 機構に係るこの法律(第八条(附則)第四条において準用する場合を含む。)を除く。)及び通則法(第十四条及び第二十条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項を除く。)における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2 機構に係る第八条(附則)第四条において準用する場合を含む。)並びに通則法第十四条及び第二十条並びにこの法律第十三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三条第一項における主務大臣は、内閣総理大臣とする。

2 主務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聽かなければならぬ。

2

規定期の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項において準用する場合を含む。)

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による勧告をしようとするとき。

(中期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

第二十条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聽かなければならぬ。

2 主務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聽かなければならぬ。

2

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 機構の成立の際、第十六条各号に掲げる業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

第二条 機構の成立の際、第十六条各号に掲げる業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

第三条 機構の成立の際、附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所の権利義務の承継等)

2 前項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人医薬基盤研究所の権利義務の承継等)

2 前項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

4 基盤研は、第一項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、第二項の規定により機構に対し出資されたものとされた額に対応する額として厚生労働大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

(役員となるべき者の指名の際の健康・医療戦略推進本部の関与)

第四条 第八条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者の指名について準用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に日本医療研究開発機構という名称を使用している者について第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用について第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を次のように改正する。

第十五条第一号口を削り、同号ハ中「二」を「八」に改め、「(口に掲げるものを除く。)」を削り、同号ハを同号口とし、同号二からトまでを同号ハからヘまでとする。

第十八条第一号中「口並びに」を削り、同号第二号中「第十五条规定第一号ハからトまで」を「第十五条规定第一号口からヘまで」に改める。

附則第十二条第六項中「第十五条第一号ハか

らトまで」を「第十五条第一号口からヘまで」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律の一部改正)

第九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 独立行政法人日本医療研究開発機構

審査報告書  
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書  
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十二日  
内閣委員長 水岡 俊一  
参議院議長 山崎 正昭殿

総務委員長 山本 香苗

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条海の日の項の次に次のように加える。  
山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

五  
四  
三  
二  
一  
附 則

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

大都市を含めた基礎自治体によるサービス提供を持续可能なものとするなど、基礎自治体が適切な役割を果たしていくことができるよう、今後とも不断的見直しを行うこと。

二、指定都市制度については、新しい区の位置付けを踏まえ、住民自治を強化するため、総合区長の公選など住民意思の行政運営への的確な反映や住民の行政参画を促進するための具体的方策を、引き続き検討すること。

三、指定都市都道府県調整会議については、指定都市の市長及び指定都市を包括する都道府県知事が協議し、構成員を加えるに当たっては、二重行政の解消が立法化の趣旨であり、指定都市と都道府県のそれぞれの執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要なことであることを踏まえ、適宜・適正な運用が図られるよう、十分配意すること。

四、中核市と特例市の統合については、現在の特例市が新たなかな核市へ円滑に移行し、適切な事務処理体制を構築できるよう、事務移譲に伴う人的支援や財政措置について、特段の配慮を行うこと。

五、連携協約を締結する地方中枢拠点都市圏については、地方中枢拠点都市と近隣市町村の双方が適切な役割分担を行うとともに、連携協約を締結した普通地方公共団体が、その便益を十分享受できるよう、協約締結団体に対応して必要となる財政措置等について、最大限の配慮を行うこと。

六、事務の代替執行については、都道府県が小規

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、急激な人口減少・少子高齢社会の進行等に対応して、住民の暮らしを支える対人サービスの重要性はますます高まつていくことを踏まえ、

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、国民の祝日として、山の日を加えようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、費用  
附帯決議

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年四月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明





官報(号外)

に基づく政令又は条例により市長が執行する こととされたものを除く。)
三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち 総合区の区域に住所を有する者に対し直接 提供される役務に関する事務(法律若しくは これに基づく政令又は条例により市長が執行 することとされたものを除く。)
四 前三号に掲げるもののほか、主として総合 区の区域内に関する事務で条例で定めるもの 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所 の職員(政令で定めるものを除く。)を任免す る。ただし、指定都市の規則で定める主要な職 員を任免する場合は、あらかじめ、市 長の同意を得なければならない。
10 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が 執行する事務に係る部分に関する意見があると認 めるときは、市長に対し意見を述べることがで きる。
11 総合区に選挙管理委員会を置く。
12 第四条第二項の規定は第二項の総合区の事務 所又はその出張所の位置及び所管区域につい て、第一百七十五条第二項の規定は総合区の事務 所の出張所の長について、第二編第七章第三節 中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選 挙管理委員会について準用する。
13 前条第七項から第十項までの規定は、総合区 について準用する。
14 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合 区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。 第二編第十二章第一節中第一百五十二条の二十 の次に次の四条を加える。 (指定都市都道府県調整会議)
15 第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該 指定都市を包括する都道府県(以下この条から 第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包 括都道府県」という。)は、指定都市及び包括都 道府県の事務の処理について必要な協議を行 うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者 をもつて構成する。
一 指定都市の市長
二 包括都道府県の知事
3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、 必要と認めるときは、協議して、指定都市都道 府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として 加えることができる。
4 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関 が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該 執行機関の事務を補助する職員又は当該執行 機関に属する機関の職員のうちから選 任した者
5 指定都市の市長がその補助機関である職員 のうちから選任した者
6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市 長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る 協議に応じなければならない。
7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府 県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道 府県調整会議が定める。
8 総務大臣は、指定都市都道府県調整委員會 から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定 都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第 二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成す るために必要な勧告をするとともに、当該勧告の 内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、 これを公表しなければならない。

9 総務大臣は、前項の意見の申出があつたとき は、当該意見を指定都市都道府県調整委員會 に通知するものとする。
10 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府 県調整会議に關し必要な事項は、指定都市都道 府県調整会議が定める。
11 指定都市の市長又は包括都道府県の 執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しく は当該執行機関の事務を補助する職員又は当該 執行機関に属する機関の職員のうちから選 任した者
12 指定都市の市長がその補助機関である職員 のうちから選任した者
13 指定都市の市長又は包括都道府県の 執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しく は当該執行機関の事務を補助する職員又は当該 執行機関に属する機関の職員のうちから選 任した者
14 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、 指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の 執行機関の権限に属する事務の処理について、 指定都市都道府県調整会議における協議を行う 場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該 執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しく は当該執行機関の事務を補助する職員又は当該 執行機関に属する機関の職員のうちから選 任した者を構成員として加えるものとする。
15 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、 指定都市都道府県調整会議に、当該 執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しく は当該執行機関の事務を補助する職員又は当該 執行機関に属する機関の職員のうちから選 任した者を構成員として加えるものとする。

16 指定都市都道府県調整委員は、勧告の求 めをした指定都市の市長若しくは包括都道府 県の知事に、優れた識見を有する者のうち から、総務大臣がそれ任命する。
17 指定都市都道府県調整委員は、非常勤と する。
18 指定都市都道府県調整委員は、勧告の求 めをした指定都市の市長若しくは包括都道府 県の知事が前条第四項の規定により勧告の求め を取り下げたとき又は同条第五項の規定による總 務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に對 し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述 べたときは、その職を失う。
19 総務大臣は、指定都市都道府県調整委員 が当該事件に直接利害関係を有することとなつ ては、これを国と関係行政機関の長に通知する

たときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員会を罷免しなければならない。

6 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第一号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準用する。

この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「一人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定するもののほか、第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

第二編第十二章第三節を削る。

第二百五十六条中「副市町村長」の下に「指定都市の総合区長」を加える。

第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする。

第二百六十条の三十七の次に次の二条を加える。

認可地縁団体が所有する不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁

団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を説明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報を係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

二 目次の改正規定（第二節 特例）を「第二節 中核市に関する特例」に改めること。

団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五項中「の区を」を「の区及び総合区を」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二節第四款の款名の改正規定、第二百五十一

条の三の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の十四及び二百五十二条の十

六の改正規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に一款を加える

改正規定、第二百五十二条の七第三項及び二百五十二条の七の二の改正規定、第二編第

十一章第三節第二款を同節第三款とする改正規定、第二百五十二条の六の二の改正規定並びに第二編第十一章第三節第一款を同節第二

の二の二とする改正規定、第二百五十二条の二の二とする改正規定、第二百五十二条の二の二とし、同款の前に一款を加える改正規定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十

二条、第五十六条及び第七十条（市町村の合併の特例）に關する法律（平成十六年法律第五

十五条第六項の改正規定に限る。）の規定

の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 目次の改正規定（第二節 特例）を「第二節 中核市に関する特例」に改め部分に限る。）、第二百五十二条の二十二

第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十五条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日  
三 附則第七十八条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第号)の公布の日のいずれか遅い日  
（施行時特例市の事務に関する法令の立案に当たつての配慮）  
第二条 政府は、前条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市である市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。)が処理する事務に関する法令の立案に当たつては、同号に掲げる規定の施行の際施行時特例市が処理することとされている事務を都道府県が処理することとすることがないよう配慮しなければならない。  
(中核市の指定の特例)  
第三条 施行時特例市については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、この法律による改正後の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定にかかるわらず、人口二十万未満であつても、同項の中核市として指定することができること。

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第五条** 次に掲げる法律の規定中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「区」の下に「又は総合区」を加えよ。

厚生省令第四十二号の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「添へて」を「添えて」に、「都の区の存する区域及び」を「特別区の区長を含むものとし」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

(学校教育法の一部改正)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改め

区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の」に改め、同条後段を削る。  
(消防組織法及び大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正)  
第十四条 次に掲げる法律の規定中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二」の二第一項」に改める。  
一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十一号)第三十四条第三項  
二 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第四条第一項  
(検察審査会法等の一部改正)  
第十五条 次に掲げる法律の規定中「区」の下に

(本条文を含む) 第二十九条 次に掲げる法律の規定中「区」の下に  
「及び総合区」を加える。

一 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十一号)第四十七条

二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第一百四条(見出  
しを含む。)

三 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第一百四十一条第二項

(十九年法律第五十一号) 第百四十四条第一項  
（政治資金規正法の一部改正）

第十六条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の下に「又は怨

合区」を加える。  
**(土地改良法の一部改正)**

**第一百一十五条第一項中「又は区長」を「(総合区  
長)」に改める。又は区長(総合区  
長)の二項を「(総合区  
長)」に改める。**

長を含む。」に改める。  
**(死体解剖保存法の一部改正)**

第十八条 死体解剖保存法 昭和二十四年法律第  
二百四号)の一部を次のように改正する。





官 報 (号 外)

は「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第七十五条中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「又は求職者給付又は」を「又は求職者給付若しくは」に改める。  
(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)  
第五十一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十一一条第二項中「指定都市」を「指定都市若しくは」に改め、「若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。  
(市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の市民農園整備促進法第十二条第二項の規定の適用については、同項中「指定都市若しくは」とあるのは「指定都市」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

よる改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第三項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第号）附則第一条に規定する施行時特例市」とする。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第六十条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出し中「区」の下に「及び総合区」と加え、同条中「告くまて表二」及び総合区

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百八条  
(都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 施行時特例市に対する前条の規定に

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)  
第五十六条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に、「第一百五十二条の二第一項」を「第一百五十二条の二の二第一項」に改める。  
(政党助成法の一一部改正)

第五十七条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第二項中「指定都市の区」の下に「又は総合区」を加える。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る法律（平成十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。）

第五十条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条中「若しくは区長」を「及び総合区長又は区長及び総合区長」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律及び競争の導入による公共服务の改革に関する法律の一部改正）

第六十一条 次に掲げる法律の規定中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）第二条第五号

二 競争の導入による公共服务の改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第一項第五号

る法律(平成二十六年法律第二百四十九号附則第三条に規定する施行時特例市(以下この条において「施行時特例市」と、又は中核市」とあるのは「中核市又は施行時特例市」とする。  
(地価公示法の一部改正)

あるのは「中核市」という。及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第二条に規定する施行時特例市(以下この条において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは「中核市又は施行時特例市」とする。

(電気通信事業法の一部改正)

一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指定都市の区」の下に「又は総合区」を加える。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正)

第五十八条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三第三項中「同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の二第一項」を「二二項」に改め。

二　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十二条  
四条第一項第五号  
(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)  
第六十二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「指定都市の区」の下に「(総合

十九号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、  
「都の特別区の存する区域にあつては特別  
区」を「特別区を含むものとし」に、「当該市  
区」を「当該市の区又は総合区」に改める。  
(雇用保険法)一部改正)  
第五十条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十  
六号)の一部を次のように改正する。

(電気通信事業法の一部改正)  
第五十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
第一百三十条第四項中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。  
(市民農園整備促進法の一部改正)  
第五十四条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

(平成十年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三第三項中「同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 施行時特例市に対する前条の規定に

の特例に関する法律の一部改正  
第六十二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「指定都市の区」の下に「総合区を含む。次項及び第十四条第一項において同じ。」を加える。

(都市再生特別措置法の一部改正)  
第六十三条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市」を削る。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の都市再生特別措置法第九十三条第一項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)  
第六十五条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「区」の下に「又は総合区」を加える。  
第五十九条中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。  
(電子署名等に係る地方公共団体情報システムに関する法律の一部改正)  
第六十六条 次に掲げる法律の規定中「区を」を「区及び総合区を」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。  
一 電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第七十一条第一項  
二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第六十二条第一項

(電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、同条第一号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、「第七十条第一項」とあるのは「第五十九条第一項」とする。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)  
第六十八条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「地方自治法」を「又は地方自治法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。  
(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第九条の規定の適用については、同条中「又は地方自治法」とあるのは「地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び総合区」を削る。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十条 第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を「区(総合区)並びに」に、「区を」を「区及び総合区を」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十一条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二百五十二条の二十二及び二百五十二条の二十六の三」を「及び第二百五十二条の二十二」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第七十二条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十三条 第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を「区(総合区)並びに」に、「区を」を「区及び総合区を」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十四条 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律の一部を次のように改正する。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十六条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十七条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十八条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十九条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

十二条の二第一項】を「第二百五十二条の二の二第一項】に改める。

第五条第六項中「第二百五十二条の二第一項】を「二百五十二条の二の二第一項】に改め、同条第三十項中「市町村及び」を「市町村並びに」に、「区を」を「区及び総合区を」に改める。

第十一條第三項中「区」と「区(総合区)を含む。第二十一条第一項において同じ。」と「に改める。

第三条第一項及び第四条第二項中「第二百五

条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八条第二項中「若しくは中核市」と「同法第二十八条第二項中「若しくは中核市」とあるのは「中核市若しくは施行時特例市」とする。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十三条第一項中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市」を削り、同条第三項中「中核市及び特例市」を及び中核市に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十四条 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律の一部を次のように改正する。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十六条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十七条 第二十八条第一項中「により区の下に「総合区を」を「区(総合区)並びに」に、「区を」を「区及び総合区を」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十八条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第七十九条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十一条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十二条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十三条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十四条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十五条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十六条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十七条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十八条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第八十九条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十一条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十二条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十三条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十四条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十五条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十六条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十七条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十八条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第九十九条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第一百条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)  
第一百一条 第二十八条第一項中「中核市若しくは特例市」を「若しくは中核市」に改める。

第十九条第六項中「又は区長」の下に「総合区長を含む」と加える。  
 (地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十七条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「公の施設並びに」を「公の施設」に改め、「その出張所」の下に「並びに同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所及びその出張所」を加える。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条のうち、地方自治法第二百五十五条第三項第六号の改正規定中「同条第三項第六号」を「同条第四項第八号」に改め、同項第七号の改正規定中「同項第七号」を「同項第九号」に改め。

審査報告書  
 難病の患者に対する医療等に関する法律案  
 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年五月二十日  
 厚生労働委員長 石井みどり

参議院議長 山崎 正昭殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に關する法律(平成二十五年法律第二十号)に基づく措置として、難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に關し、基本方針の策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難

病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

##### 一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十六年度一般会計予算に約百六十九億円が計上されている。

##### 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、指定難病の選定に当たつては、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するとともに、疾病数の上限を設けることなく、医学、医療の進歩等を踏まえて対象とする。また、患者数だけではなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。

二、身近な地域での支援の重要性から新制度において大都市特例が規定された趣旨を踏まえ、指定都市が支弁する特定医療費の支給に要する費用が十分に確保されるよう必要な支援を行うこと。

また、指定都市に新たに生じる経費については、国の責任において適切な措置を講じること。

三、難病患者が地域において良質かつ適切な医療を受けることができるよう、指定医療機関及び

指定医の指定に当たり地域間格差が生じないよう取り組むとともに、専門医の育成及び医療機関等のネットワーク等を通じた情報の共有化を

含めた医療連携を図ること。また、難病患者データベースについては、入力率及び精度の向上を図るなど、その運用に万全を期すこと。さ

らに、本法制定を踏まえ、都道府県が策定する

医療計画の見直しに際し、難病の医療提供体制について検討し、必要な対応を行なうことができるように適切な情報提供を行うこと。

四、難病相談支援センターについては、その機能や運営体制を当事者の意見を十分に聴きながら充実させるとともに、児童や障害者の相談支援機関との連携を図り、医療・福祉・就労・教育などを含め総合的に対応できるようにすること。

また、療養生活環境整備事業等の裁量的経費で行う事業について、その目的が十分に達成されるよう支援するとともに、地域間格差にならないよう、地方公共団体の負担に配慮すること。

五、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲については、難病

対策における指定難病の拡大を踏まえつつ、社会的支援の必要性等の観点から幅広に判断すること。加えて、同法に基づく基本指針並びに市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画に沿つて、難病患者の実態に即した適切な障害福祉サービスが提供できるよう必要な支援を行うこと。

六、症状の変動の大きい難病患者の実態に即して、医療サービスや福祉サービスが提供されるよう、医療費助成や障害福祉サービスの対象者に係る基準の在り方等について、配慮すること。

七、長期にわたり疾病的療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられるようになることが課題となつている

八、難病対策の根本は治療法の確立であり、難病の原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。そのため、患者等のニーズを踏まえた研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。また、既に薬事承認、保険収載されている医薬品については、治験等による有効性、安全性等の確認に基づき、その効能・効果の追加を積極的に検討すること。

九、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針の策定及び本法施行後の各種施策の進捗状況等の検証・評価に当たっては、厚生科学審議会において、広く難病患者、難病施策に係る知見を有する学識経験者、地方公共団体等の意見を聞き、その意向を十分反映すること。

十、本法の基本理念である難病患者の社会参加の機会の確保及び地域社会での尊厳を保持した共生を実現するために、難病に関する国民、企業、地域社会等の理解の促進に取り組むとともに、就労支援を含めた社会参加のための施策を充実すること。

右決議する。

難病の患者に対する医療等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月二十二日  
 参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

(小字は衆議院修正)  
 難病の患者に対する医療等に関する法律案

の意見を聞き、その意向を十分反映すること。

目次  
 第一章 総則(第一条~第三条)  
 第二章 基本方針(第四条)

第三章 医療	特定医療費の支給(第五条—第十三 条)
第二節 指定医療機関(第十四条—第二十六 条)	
第四章 調査及び研究(第二十七条)	
第五章 療養生活環境整備事業(第二十八条・ 第二十九条)	
第六章 費用(第三十条・第三十一条)	
第七章 雜則(第三十二条—第四十二条)	
第八章 罰則(第四十三条—第四十七条)	
附則	

第一章 総則	(目的)
第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関する必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もつて国民保健の向上を図ることを目的とする。	第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより长期にわたり療養を必要とすることとなるもの)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関する必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もつて国民保健の向上を図ることを目的とする。
(基本理念)	2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
第二条 難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他人の人々と共に生することを妨げられないことを旨として、難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない。(国及び地方公共団体の責務)	二 難病の患者に対する医療等の推進の基本的な方向
第三条 国及び地方公共団体は、難病に関する情報の収集、整理及び提供並びに教育活動、広報活動等を通じた難病に関する正しい知識の普及	三 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関する事項

四 難病に関する調査及び研究に関する事項	四 難病に関する調査及び研究に関する事項
五 難病の患者に対する医療のための医薬品及び医療機器に関する研究開発の推進に関する事項	五 難病の患者に対する医療のための医薬品及び医療機器に関する研究開発の推進に関する事項
六 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項	六 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項
七 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項	七 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項

八 その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要な事項	八 その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要な事項
九 國及び都道府県は、難病の患者に対する医療に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、難病の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、相互に連携を図りつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。	九 國及び都道府県は、難病の患者に対する医療に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、難病の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、相互に連携を図りつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
十 國は、難病に関する調査及び研究並びに難病の患者に対する医療のための医薬品及び医療機器の研究開発の推進を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。	十 國は、難病に関する調査及び研究並びに難病の患者に対する医療のための医薬品及び医療機器の研究開発の推進を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。
十一 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。	十一 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
十二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めた規則(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項目において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定特定医療法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する支給認定をいう。以下この項目において同じ。)を受けた指定特定医療(食事療養において同じ。)を受けた指定難病(難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に關し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであつて、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聽いて指定するものをいう。以下同じ。)の患者が、支給認定の有効期間第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。)内において、特定医療(支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)が行う医療であつて、厚生労働省	十二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めた規則(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項目において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定特定医療法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する支給認定をいう。以下この項目において同じ。)を受けた指定特定医療(食事療養において同じ。)を受けた指定難病(難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に關し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであつて、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聽いて指定するものをいう。以下同じ。)の患者が、支給認定の有効期間第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。)内において、特定医療(支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)が行う医療であつて、厚生労働省

後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあつては、百分の十)に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額

二 当該指定特定医療(食事療養に限る。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

三 当該指定特定医療(生活療養に限る。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

3 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき及びこれによることを適当としないときの特定医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めることによる。

(申請)  
第六条 支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)の診断書(指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する書面として厚生労働省令で定めるもの)を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならない。  
2 指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(支給認定等)

第七条 都道府県は、前条第一項の申請に係る指

定難病の患者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。  
一 その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。

二 その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。

2 都道府県は、前条第一項の申請があつた場合において、支給認定をしないこととするとき

(申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。)は、あらかじめ、次条第一項に規定する指定難病審査会に定をしないことに関し審査を求めなければならない。

当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことと定めることとする。

3 都道府県は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定医療機関の中から、当該支給認定を受けた指定難病の患者が特定医療を受けるものと定めることとする。

4 都道府県は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(以下「支給認定患者等」という。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める記載した医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。

5 支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。

6 指定特定医療を受けようとする支給認定患者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定患者等に対し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

(支給認定の変更)  
第十一条 支給認定患者等は、現に受けている支給認定に係る第七条第三項の規定により定められた指定医療機関その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県に対し、当該支給認定の変更の申請をすることができる。

2 都道府県は、前項の申請又は職権により、支給認定患者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があると認めるとき

7 支給認定を受けた指定難病の患者が第三項の規定により定められた指定医療機関から指定特定医療を受けたとき(当該支給認定患者等が当該指定医療機関に医療受給者証を提示したとき)に限り、都道府県は、当該支給認定患者等が当該支給認定患者等に代わり、当該指定医療機関に支払うべき当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費として当該支給認定患者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定患者等に代わり、当該指定医療機関に支払うことができる。

8 前項の規定による支払があったときは、当該支給認定患者等に對し、特定医療費の支給があつたものとみなす。

(指定難病審査会)  
第八条 前条第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、指定難病審査会を置く。

2 指定難病審査会の委員は、指定難病に関し学識経験を有する者(指定医である者に限る。)のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 この法律に定めるもののほか、指定難病審査会に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支給認定の有効期間)  
第九条 支給認定は、厚生労働省令で定める期間(以下この節において「支給認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定患者等に対し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

3 支給認定患者等が、正当な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

4 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定患者等に対し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

3 支給認定患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

は、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行いうことができる。この場合において、都道府県は、当該支給認定患者等に對し、医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 都道府県は、前項の支給認定の変更の認定を行つたときは、医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

4 支給認定を受けた患者が、第七条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるとき。

5 支給認定を受けた患者等が、第七条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるとき。

6 支給認定を受けた患者等が、支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

7 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

8 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

9 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

10 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

11 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

12 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

13 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

14 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

15 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

16 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

17 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

18 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

19 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

20 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

21 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

22 支給認定を受けた患者等が、正當な理由がなく、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないと認めるとき。

(厚生労働省令への委任)

第十三条 この節に定めるもののほか、特定医療費の支給に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第二節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十四条 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定(以下この節において「指定医療機関の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものとみなし、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る命令に従わないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六であつた者で当該取消しの日から起算して五

年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関する当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当したこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日(第六号において「通知日」という。)から当該処分までの間に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第二十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十二条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療機関の指定の取消しに該当する者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

三 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十八条の規定による指導又は第二十二条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第二十二条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

十日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療機関の指定の取消しに該当する者であるとき。

六 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療機関の指定の取消しに該当する者であるとき。

七 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療機関の指定の取消しに該当する者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

三 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十八条の規定による指導又は第二十二条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第二十二条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

(指定の更新)

第十五条 指定医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の指定医療機関の指定の更新について準用する。この場合において、同条第二項中「保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。)又は保険薬局」とあるのは、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十五条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(指定医療機関の責務)

第十六条 指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

(診療方針)

第十七条 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

2 前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。

(都道府県知事の指導)

第十八条 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。

(変更の届出)

第十九条 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める項目に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第二十条 指定医療機関は、一月以上の予告期間

を設けて、指定医療機関の指定を辞退することができる。

(報告等)

**第二十一条** 都道府県知事は、特定医療の実施に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、帳簿書類その他物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に對し質問させ、若しくは指定医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 指定医療機関が、正当な理由がなく、第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定医療機関に対する特定医療費の支払を一時差し止めることができる。

(勧告、命令等)

**第二十二条** 都道府県知事は、指定医療機関が、第十六条又は第十七条の規定に従つて特定医療を行つていないと認めるときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第十六条又は第十七条の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をし

た場合において、その勧告を受けた指定医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由がないでその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。(指定の取消し等)

**第二十三条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定医療機関に係る指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第十四条第二項第一号、

第二号、第八号又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第十四条第三項各号のいづれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第十六条又は第十七条の規定に違反したとき。

四 特定医療費の請求に關し不正があつたとき。

(公示)

五 指定医療機関が、第二十一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第二十一条第一項の規定により出頭を求められることに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関

の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、特定医療に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に特定医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十一 指定医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に特定医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十二 指定医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に特定医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十三 指定医療機関が、第二十一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 指定医療機関の指定をしたとき。

十五 第十九条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更に係るもの)を除く。)があつたとき。

十六 第二十六条の規定による特定医療費の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

十七 第二十六条 この節に定めるもののほか、指定医療機関に關し必要な事項は、厚生労働省令で定められる。

十八 第二十七条 国は、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るために基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進するものとする。

(特定医療費の審査及び支払)

**第二十五条** 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び特定医療費の請求を隨時審査し、かつ、指定医療機関が第七条第七項の規定によつて請求することができる特定医療費の額を決定することができる。

二 指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならぬ。

三 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる特定医療費の額を決定するに當たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十二年法律第百二十号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

四 都道府県は、指定医療機関に対する特定医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

五 前各項に定めるもののほか、特定医療費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定められる。

六 第二項の規定による特定医療費の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

七 第二十六条の規定による特定医療費の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

八 第二十七条 国は、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るために基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進するものとする。

第四章 調査及び研究

第一節 調査及び研究

第二節 研究促進

第三節 研究費の支拂い

<p>2 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、小児慢性特定疾病(児童福祉法第六条の二に規定する小児慢性特定疾病をいう。)の治療方法その他同法第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を行う者、医師、難病の患者及びその家族その他関係者に対して積極的に提供するものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。</p>	<p>2 都道府県は、医療機関その他の厚生労働省で定める者に対し、前項第一号に掲げる事業の全部又は一部を委託することができる。</p>
<p>第五章 療養生活環境整備事業</p> <p>(療養生活環境整備事業)</p> <p>第二十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、療養生活環境整備事業として、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者及びその家族との関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>二 難病の患者に対する保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者又はこれらの方に対し必要な指導を行う者を育成する事業</p> <p>三 適切な医療の確保の観点から厚生労働省令で定める基準に照らして訪問看護(難病の患者に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下この号において同じ。)を受けることが必要と認められる難病の患者につき、厚生労働省</p>	<p>3 第一項の規定により同項第一号に掲げる事業を行う都道府県及び前項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する者は、同号に掲げる事業及び当該委託に係る事業の効果的な実施のために、指定医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する者が法人である場合にあつては、その役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がない、当該委託に係る事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(難病相談支援センター)</p>
<p>第二十九条 難病相談支援センターは、前条第一項第一号に掲げる事業を実施し、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設とする。</p>	<p>2 前条第一項第一号に掲げる事業を行う都道府県は、難病相談支援センターを設置することができる。</p> <p>3 前条第二項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出で、難病相談支援センターを設置することができる。</p>
<p>第六章 費用</p> <p>(都道府県の支弁)</p> <p>第三十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。</p>	<p>2 特定医療費の支給に要する費用</p> <p>3 研究会の定める事項</p> <p>第三十二条 都道府県は、特定医療費の支給に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>(難病対策地域協議会)</p> <p>第七章 雜則</p>
<p>第三十五条 都道府県は、特定医療費の支給に関して必要があると認めるときは、指定難病の患者その保護者若しくは配偶者若しくはその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者があつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができるものとする。</p> <p>協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。</p> <p>第三十六条 厚生労働大臣は、特定医療費の支給に關して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、当該特定期療費の支給に係る指定難病の患者若しくはその保護者又はこれらの者があつた者に対し、当該特定医療費の支給に係る特定医療内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>第三十七条 都道府県は、偽りその他不正の手段により特定医療費の支給を受けた者があるとき</p> <p>2 厚生労働大臣は、特定医療費の支給に關して</p>	<p>2 都道府県は、指定医療機関が、偽りその他不正の行為により特定医療費の支給を受けたときは、当該指定医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができるものとする。</p> <p>3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>3 第二十二条の規定による質問は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>2 都道府県は、指定医療機関が、偽りその他不正の行為により特定医療費の支給を受けたときは、当該指定医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 第一項の規定により同項第一号に掲げる事業を行って当該委託に係る事業を実施する者は、同号に掲げる事業及び当該委託に係る事業の効果的な実施のために、指定医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する者が法人である場合は、これらの者があつた者やその役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がない、当該委託に係る事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 第二項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事業を実施するため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めるものとする。</p> <p>協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。</p> <p>第三十七条の二 第二十二条の二の二の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(厚生労働大臣の特定医療費の支給に関する調査等)</p>

緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、特定医療を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた特定医療に関し、報告若しくは当該特定医療の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に對し質問させることができる。

3 第二十二条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同三条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。  
(資料の提供等)

第三十七条 都道府県は、特定医療費の支給に関する必要があると認めるときは、指定難病の患者者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは指定難病の患者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(受給権の保護)

第三十八条 特定医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第三十九条 租税その他の公課は、特定医療費として支給を受けた金額を標準として、課することができる。  
(大都市の特例)

第四十条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という)においては、政令で定めるところによつて、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適

用があるものとする。

#### (権限の委任)

第四十一条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された

権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

#### (実施規定)

第四十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

#### (第八章 罰則)

第四十三条 指定難病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十八条第四項又は第三十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十六条第一項の規定による報告

若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若し

くは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若し

くは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答

弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十六条第二項の規定による報告

若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若し

くは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若し

くは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答

弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第四十七条 都道府県は、条例で、次の各号のいづれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第十一条第二項の規定による医療受給者証

#### (法律案)

の返還を求められてこれに応じない者

二 正當な理由がなく、第三十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第五条第一項の規定の例により、指定難病を指定することができる。

4 前項の規定により指定された指定難病は、施行日において第五条第一項の規定により指定されたものとみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施行前においても、第六条第一項の規定により指定されたものとみなす。

6 前項の規定により指定された指定医は、施行日において第六条第一項の規定により指定されたものとみなす。

7 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第七条第一項第一号の規定の例により、指定難病の病状の程度を定めることができる。

8 前項の規定により定められた病状の程度は、施行日において第七条第一項第一号の規定により定められたものとみなす。

9 都道府県知事は、この法律の施行前においても、第八条(第三項を除く)の規定の例により、指定難病審査会を置くことができる。

10 前項の規定により置かれた指定難病審査会は、施行日において第八条の規定により置かれたものとみなす。

11 第九項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、第八条第三項にかかるらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

12 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第六条及び第七条の規定による支給認定の手続、第十四条第一項の規定による指定医療機関の指定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(施行前の準備)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。







により、医療費支給認定の有効期間を記載した医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。

医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。

指定小児慢性特定疾病医療支援を受けようとする医療費支給認定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示して指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、医療受給者証を提示することを要しない。

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関から指定小児慢性特定疾病医療支援を受けたとき(当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示したときに限る。)は、都道府県は、当該医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うべき当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療機関に支払ったときは、当該医療費支給認定保護者に代わり、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病的状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

前項の規定により医療費支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る医療費支給認定保護者に対し、医療受給者証の返還を求めるものとし、

小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し意見を有する医師その他の関係者のうちから、都道府県知事が任命する。

委員の任期は、二年とする。

この法律に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十九条の五 医療費支給認定保護者は、現に受けている医療費支給認定に係る第十九条の三第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関その他厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、都道府県に対し、当該医療費支給認定の変更の申請をすることができる。

都道府県は、前項の申請又は職権により、医療費支給認定保護者に對し、必要があると認めできるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、都道府県は、当該医療費支給認定保護者に對し医療受給者証の提出を求めるものとする。

都道府県は、前項の医療費支給認定の変更の認定を行つたときは、医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第十九条の六 医療費支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該医療費支給認定を取り消すことができる。

一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病的状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

前項の規定により医療費支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る医療費支給認定保護者に対し、医療受給者証の返還を求めるものとし、

小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し意見を有する医師その他の関係者のうちから、都道府県知事が任命する。

委員の任期は、二年とする。

とする。

第十九条の七 小児慢性特定疾病医療費の支給は、当該小児慢性特定疾病の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限りにおいて、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第十九条の八 この目に定めるもののほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二回 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定 第十九条の九 第六条の二第二項の指定(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請があつたものについて行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他の保健医療の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を行つたり、又は執行を受けることがなくなりことを決定する日までの間に第十九条の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当する場合を除く。

三 申請者が、第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当する場合を除く。

四 申請者が、この法律その他の保健医療の規定による行政手続法第十五条の規定による処分に係る通知があつた日(第七号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当



又は第十号のいずれかに該当するに至つたときは。

二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至ること。

三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反して

たとき。

があつたとき。

条の十六第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の

六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は報告をしたとき。

は従業者が、第十九条の十六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の

規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を受け、妨げ、告げ等の品種の二二。

を指す。如き、若しくは忌避したとき、ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行

為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾  
病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を

七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の  
尽くしたときを除く。

手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の  
指定を受けたとき。

言名をいわむる場合の法が、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で

定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に關し不正又は著しく不当な行為をした

十 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関する不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十一 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるに至つたとき。

第十九条の十九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたとき。

二 第十九条の十四の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更に係るもの)を除く。があつたとき。

三 第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があつたとき。

四 前条の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消したとき。

第十九条の二十 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び小児慢性特定疾病医療費の請求を随時審査し、かつ、指定小児慢性特定疾病医療機関が第十九条の三第十項の規定によつて請求することができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定することができる。

指定小児慢性特定疾病医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならぬとき。

都道府県知事は、第一項の規定により指定する小児慢性特定疾病医療機関が請求することができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第十九条の二十一 この目に定めるものほか、指定小児慢性特定疾病医療機関に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

第十九条の二十二 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等に対する医療及び小児慢性特定疾病児童等の福祉に関する各般の問題につき、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。

都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う事業

二 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児童等の就職に関し必要な支援を行う事業

四 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業

五 その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業

都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たつては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聞くものとする。

前三項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三款 療育の給付

第二十条第一項中「骨関節結核その他の」を削る。

第二十一条の二を次のように改める。

第二十一条の二 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は、指定療育機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の三を削り、第二十一条の四を第二十一条の三とし、同条の次に次の款名及び一条を加える。

第四款 雜則

第二十一条の四 国は、小児慢性特定疾病的治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする児童等(第三項及び次条において「疾病児

童等」という。)の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。以下この項において同じ。)の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るために基礎となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。

厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。

厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

第二十一条の五を次のように改める。

第二十一条の五 厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病の治療方法の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

第二十一条の五の三第一項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第六号中「(平成五年法律第八十八号)」を削る。

第二十一条の五の十七第一項及び第二十一条の五の十八第一項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十一条の五の二十一第一項及び第三項を次のように改める。

前項の規定は、指定発達支援医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の二十一第一項及び第三項を次のように改める。

前項の規定は、指定発達支援医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の十六第二項の規定は第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による質

問又は検査について、同条第三項の規定は第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による権限について準用する。

第二十一条の五の二十二第一項及び第五項並びに第二十一条の五の二十五第二項第二号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十一条の五の二十一第四項を削る。

第二十一条の五の二十二第一項及び第五項並びに第二十一条の五の二十五第二項第二号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第二十一条の五の二十一第二項を「第二十一条の五の二十六第五項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十六第五項中「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第二十一条の五の二十八第二項中「(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十四条の二十

第二項において同じ。)」を削る。

第二十一条の五の二十九を次のように改める。

第二十一条の五の二十九 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は指定障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

第五十条第五号の二の次に次の一号を加える。

第五十条第五号の二 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

第五十二条第五号の二を次のように改める。

第五十二条第五号の二 第二項を「又は第二項」に改め、「又は第五項の規定による費用の支払の命令」を削り、同条第九項中「又は第七項」を削り、同条第十項中「又は第七項」を削り、「第三項」を「又は第三項」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

第五十七条の二第三項中「により」及び「その者から、その」の下に「小児慢性特定疾病医療費又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第五十七条の二第三項中「により」及び「その者から、その」の下に「小児慢性特定疾病医療費又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第五十七条の二第三項中「により」及び「その者から、その」の下に「小児慢性特定疾病医療費又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第五十七条の二第三項中「により」及び「その者から、その」の下に「小児慢性特定疾病医療費又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第五十七条の二第三項中「により」及び「その者から、その」の下に「小児慢性特定疾病医療費又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第五十七条の二第三項中「により」及び「その者から、その」の下に「小児慢性特定疾病医療費又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第二十七条第二項 第三十一条第三項、第三十

三条の十及び第三十三条の十四第二項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第五十五条の二第二項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第五十七条の三の二第二項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第五十七条の三の三第五項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第五十七条の三の三第五項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改め、「又は第五項の規定による費用の支払の命令」を削り、同条第九項中「又は第七項」を削り、「第三項」を「又は第三項」に改め、「又は第五項の規定による費用の支払の命令」を削り、同条第十項中「又は第七項」を削り、「第三項」を「又は第三項」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

第五十七条の三の三第一項の次に次の一項を加える。

特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾患児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十五条の二第二項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第五十七条の三の三第一項の次に次の一項を加える。

都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小児慢性特定疾病児童等の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十七条の五 第二項中「障害児通所給付費等」を「小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費等」に改める。

第五十九条の五 第第一項中「第二十一条の四第一項」を「第十九条の十六第一項、第二十一条の三第三項」に改める。

第六十条の二 第第一項中「正当な理由なしに」を「正当な理由がないのに」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

小児慢性特定疾病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た小児慢性特定疾病医療支援を行つた者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条第四号中「理由がないのに」の下に「第十九条の十六第一項」を加え、「同条第四項」を「同条第二項に改め、同条第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十二条の五 中「第五十七条の三の三第三項又は第四項」を「第五十七号の三の三第四項から第六項まで」に改める。

第六十二条の六 第一号中「第二十四条の四第二項」を「第十九条の六第二項の規定による医療受給者証又は第二十四条の四第二項」に改め、同条第二号中「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の三第二項」に改める。

三第二項又は第三項に改める。

### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

#### (検討)

第一条 政府は、この法律の施行後五年以内において、この法律による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われたこの法律による改正前の児童福祉法第二十一条の五の事業の実施に要する費用についての都道府県及び国庫の負担、同条に規定する医療の給付を行う場合における当該措置に要する費用に係る支払命令並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

#### (施行前の準備)

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第一項の規定により定められた小児慢性特定疾患は、施行日において新法第六条の二第一項の規定により定められたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により定められた小児慢性特定疾病的医療機関の指定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

#### (罰則に関する経過措置)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めできる。

小児慢性特定疾病の状態の程度は、施行日において新法第六条の二第二項の規定により定められたものとみなす。

#### 4

#### 5

#### 6

#### 7

#### 8

#### 9

#### 10

#### 11

#### 12

#### 13

#### 14

#### 15

#### 16

#### 17

#### 18

#### 19

#### 20

#### 21

#### 22

#### 23

#### 24

#### 25

#### 26

#### 27

#### 28

#### 29

#### 30

#### 31

#### 32

#### 33

#### 34

#### 35

#### 36

#### 37

#### 38

#### 39

#### 40

#### 41

#### 42

#### 43

#### 44

#### 45

#### 46

#### 47

#### 48

#### 49

#### 50

#### 51

#### 52

#### 53

#### 54

#### 55

#### 56

#### 57

#### 58

#### 59

#### 60

#### 61

#### 62

#### 63

#### 64

#### 65

#### 66

#### 67

#### 68

#### 69

#### 70

#### 71

#### 72

#### 73

#### 74

#### 75

#### 76

#### 77

#### 78

#### 79

#### 80

#### 81

#### 82

#### 83

#### 84

#### 85

#### 86

#### 87

#### 88

#### 89

#### 90

#### 91

#### 92

#### 93

#### 94

#### 95

#### 96

#### 97

#### 98

#### 99

#### 100

#### 101

#### 102

#### 103

#### 104

#### 105

#### 106

#### 107

#### 108

#### 109

#### 110

#### 111

#### 112

#### 113

#### 114

#### 115

#### 116

#### 117

#### 118

#### 119

#### 120

#### 121

#### 122

#### 123

#### 124

#### 125

#### 126

#### 127

#### 128

#### 129

#### 130

#### 131

#### 132

#### 133

#### 134

#### 135

#### 136

#### 137

#### 138

#### 139

#### 140

#### 141

#### 142

#### 143

#### 144

#### 145

#### 146

#### 147

#### 148

#### 149

#### 150

#### 151

#### 152

#### 153

#### 154

#### 155

#### 156

#### 157

#### 158

#### 159

#### 160

#### 161

#### 162

#### 163

#### 164

#### 165

#### 166

#### 167

#### 168

#### 169

#### 170

#### 171

#### 172

#### 173

#### 174

#### 175

#### 176

#### 177

#### 178

#### 179

#### 180

#### 181

#### 182

#### 183

#### 184

#### 185

#### 186

#### 187

#### 188

#### 189

#### 190

#### 191

#### 192

#### 193

#### 194

#### 195

#### 196

#### 197

#### 198

#### 199

#### 200

#### 201

#### 202

#### 203

#### 204

#### 205

#### 206

#### 207

#### 208

#### 209

#### 210

#### 211

#### 212

#### 213

#### 214

#### 215

#### 216

#### 217

#### 218

#### 219

#### 220

#### 221

#### 222

#### 223

#### 224

#### 225

#### 226

#### 227

#### 228

#### 229

#### 230

#### 231

#### 232

#### 233

#### 234

#### 235

#### 236

#### 237

#### 238

官 報 (号 外)

(児童手当法の一部改正)

第十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関(以下「指定医療機関」)を「指定発達支援医療機関(次第第一項第四号において「指定発達支援医療機関」に、「同号若しくは同法」を「同法第二十七条第一項第三号若しくは」に改める。

第四条第一項第四号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改定する。

第八条中「第五十六条第十一項及び第十二項」を「第五十六条第八項及び第九項」に、「第五十六条第十一項第一号」を「第五十六条第八項第一号」に、「同条第十二項第二号」を「同条第九項第二号」に改める。

第三十五条のうち、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の二の項の改正規定中「又は」を「実施」の下にに、「に改め」を「を」に、「又は同条第十一項若しくは第十二項を「若しくは同条第八項若しくは第九項」に改め、同表の五の四の項の改正規定及び同法別表第三の七の二の項の改正規定中「第三項」を「若しくは第三項」に改め、同法別表第四の四の二の項の改正規定中「又は」を「実施」の下にに、「に改め」を「を」に、「又は同条第十一項若しくは第十二項」を「若しくは

同条第八項若しくは第九項に改め、同表の四  
三、第二項の改正規定中「第五十六条第十一項各  
号又は第十二項各号」を「第五十六条第八項各号  
又は第九項各号」に改め、同法第二十二条の四  
第一項の改正規定中「同条第十一項若しくは第  
十二項」を「同条第八項若しくは第九項」に改め  
る。

第六十五条のうち行政手続における特定の個  
人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の改正  
規定中「十二の項」を「十三の項」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するため  
の番号の利用等に関する法律の一部改正)  
第十二条 行政手続における特定の個人を識別す  
るための番号の利用等に関する法律の一部を次  
のように改正する。

別表第一の七の項中「登録」の下に「小児慢  
性特定疾病医療費」を加え、「医療の給付等の事  
業若しくは」及び「若しくは支払命令」を削る。  
別表第一中十六の項を削り、十五の項を十六  
の項とし、十四の項を十五の項とし、同表的十  
三の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は費  
用の支払命令」を削り、同項を同表の十四の項  
とし、同表中十二の項を十三の項とし、十一の  
項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、同  
表の九の項中「生活保護法による保護の実施若  
しくは就労自立給付金の支給に関する情報以  
下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦  
人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中國  
残留邦人等支援給付等関係情報」という。)を  
「生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給  
付等関係情報」に改め、同項を同表の十の項と  
し、同表の八の項の次に次のように加える。

九 都道府県 知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府 市町村
別表第二の二十六の項中「児童福祉法による」の下に「小児慢性特定疾病医療費」を加え、同表の五十六の二の項中「障害児入所支援」の下に表の八十七の項中「児童福祉法による」の下に「小児慢性特定疾病医療費の支給」を加え、同表の八十七の項中「児童福祉法による」の下に「小児慢性特定疾病医療費」を加える。 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）	十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正す る。 第十九条のうち住民基本台帳法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定（同表の五の四の項に係る部分に限る。）、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定（同表の七の二の項に係る部分に限る。）、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定	

<p>県知事等 による給付を行うこと で定めるもの</p> <p>生活保護法による保護の実施若し くは就労自立給付金の支給に関する 情報(以下「生活保護関係情報」 といふ。)又は中国残留邦人等支援 給付等の支給に関する情報(以下 「中国残留邦人等支援給付等関係 情報」という。)であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情 報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>(同表の四の四の項に係る部分に限る。)及び同 法別表第五第八号の次に二号を加える改正規定 (同表第八号の二に係る部分に限る。)中「登録」 の下に「同法第十九条の二第一項の小兒慢性 特定疾病医療費の支給」を加え、「同法第二十 一条の五の事業の実施」を削り、「同条第二 項、第三項若しくは第七項」を「若しくは同条第 二項若しくは第三項」に改め、「若しくは同条第 五項の費用の支払命令」を削る。</p>
<p>審査報告書</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の 一部を改正する法律案</p>

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態に鑑み、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るため、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、認定鳥獣捕獲等事業者には、高度な捕獲技術に基づく効果的な捕獲や、地域の実情に即した地域密着型の捕獲が求められることに鑑み、当該事業者の認定要件については、鳥獣の種類や状況に応じた鳥獣管理に関する知見、安全管理体制、捕獲に携わる者に対する安全や捕獲技術に関する研修の実施体制等が総合的に勘案された適切な基準を定めること。

また、同事業者が将来的に広域的な事業を開拓することができるよう、必要な措置を講ずること。

二、科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に配置されることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう財政支援の検討及び技術的助言を行うこと。

また、都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと。

三、捕獲体制の新たな扱い手である認定鳥獣捕獲

等事業者が業務を実施するに当たっては、科学的・計画的な捕獲をより適正かつ効率的に推進するという制度の目的に鑑み、積極的にこれが行われるようにするため、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないよう、両者間の調整が適切になされ、両者が連携して取り組むことのできる体制を構築すること。

四、夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ危険性が非常に高いことから、効果的な捕獲方法の確立を図るとともに、その実施によう都道府県に助言すること。

当たっては都道府県警察と十分な調整が図られるよう都道府県に助言を行うなど、安全対策について万全の措置を講じること。

五、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、他の野生生物への影響を始めとする生態系への影響や、同事業が鳥獣の尊い命を奪う行為であるということ、及び科学的・計画的な鳥獣管理に捕獲個体から得られる生物学的情報が重要なことにも十分配意して、環境省令を定めること。

六、都道府県の区域を越えて生息する第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理については、関係都道府県間の協議を一層促しつつ、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。

七、科学的・計画的な鳥獣管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、当該手法の全国的な統一を図るなどにより、都道府県等による正確な生息数の推定等を促進させること。

八、生物多様性国家戦略に掲げられている自然共生社会の実現のためには、鳥獣の生息地である森林や里山等の整備・保全を進めることが重要であるとの認識のもと、関係行政機関や土地所有者等と調整を図りつつ、生息環境管理に取り組むこと。

九、防護柵の設置や放置された農作物等の除去等による被害防除は、被害の未然防止のみならず、鳥獣の生息数の抑制にも資することから、当該対策が適切に行われるよう、都道府県や市町村に対し助言を行うこと。

十、鳥獣の捕獲から捕獲個体の処理までの一連の作業について、捕獲者が多大な労力と費用を負担している現状に鑑み、その負担を軽減するため、各都道府県における鳥獣の管理に資する鳥獣の捕獲等に対し、財政支援を行うことについて検討すること。

十一、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が科学的・計画的に広く実施されるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うことについて検討すること。

十二、希少鳥獣については、希少鳥獣保護計画制度を積極的に運用するとともに、その生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大に伴い、当該鳥獣の捕獲等を実施する必要が生じた場合であつても、その個体群の長期的存続に影響が及ばないよう十分に留意すること。

十三、特定希少鳥獣管理計画を定める場合は、当該特定希少鳥獣の生息地の範囲において農林水産業を営む者が、同鳥獣の保護に関する理解と関心を深められるよう、必要な措置を講ずること。

十四、捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成することも、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛

生管理の徹底等による安全性の確保に努めること。また、販売経路の確立、適正な消費拡大への支援等、関係機関と連携しながら適切な措置を講じることなどにより、地域の新たな産業として普及の拡大を図ること。

十五、圃いわなを始めとするわなのうち、安全性の向上及び効率的なシステムの開発が進んでいるものについては、これを活用した科学的知見に基づく効率的な捕獲手法の研究開発及びその普及に努めること。

十六、本法第八十条によつて適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する最新の情報に基づく保護及び管理が図られていないと認められるときは、関係行政機関の連携により、速やかに生息情報の収集を図りつつ、本法除外対象種の見直しを行うこと。

十七、本法により、鳥獣の捕殺を伴う積極的な管理が実施されることとなることに鑑み、鳥獣管理制度の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること。

右決議する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月二十二日



3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。
(希少鳥獣保護計画)
第七条の三 環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、当該希少鳥獣の保護に関する計画(以下「希少鳥獣保護計画」といふ。)を定めることができる。
2 希少鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 希少鳥獣の種類
二 希少鳥獣保護計画の計画期間
三 希少鳥獣の保護が行われるべき区域
四 希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他希少鳥獣の保護の目標
五 その他希少鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項
3 環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聽かなければならぬ。
4 環境大臣は、希少鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。
5 第七条第四項、第五項及び第七項の規定は、希少鳥獣保護計画について準用する。この場合において、同条第四項中「鳥獣保護管理事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」と読み替えるものとする。
(特定希少鳥獣管理計画)
第七条の四 環境大臣は、特定の地域において、

3 第七条第四項、第五項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定は、特定希少鳥獣管理計画について準用する。この場合において、第七条第四項中「鳥獣保護管理事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」と読み替えるものとする。

五 その他特定希少鳥獣の管理を図るために事業を実施するために必要な事項
四 特定希少鳥獣の種類
三 特定希少鳥獣管理計画の計画期間
二 特定希少鳥獣保護計画の計画期間
一 特定希少鳥獣の保護が行われるべき区域

五 その他特定希少鳥獣の管理を図るために事業を実施するために必要な事項
四 特定希少鳥獣の種類
三 特定希少鳥獣保護計画の計画期間
二 特定希少鳥獣保護計画の計画期間
一 特定希少鳥獣の保護が行われるべき区域



するために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

五 その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県知事は、第十八条の二の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 当該認定鳥獣捕獲等事業者が前項第二号に掲げる基準に適合するものである場合にあつては、その旨

(認定鳥獣捕獲等事業の維持)

第十八条の六 認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の二の認定に係る鳥獣捕獲等事業(以下「認定鳥獣捕獲等事業」という。)を前条第一項各号に掲げる基準(当該認定鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合は、同項第二号に掲げる基準を除く。次項において同じ。)に適合するよう維持しなければならない。

2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が実施する認定鳥獣捕獲等事業が前条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該認定鳥獣捕獲等事業者に対し、当該認定鳥獣捕獲等事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(変更の認定等)

第十八条の七 認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の三第一項第一号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第十八条の三及び第十八条の五の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 認定鳥獣捕獲等事業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は第十八条の三第一項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定の有効期間等)

第十八条の八 第十八条の二の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、その有効期間の更新を受けることができ

る。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定

鳥獣捕獲等事業者は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、從前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間

は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、從前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第十八条の三、第十八条の四(第一号を除く。)及び第十八条の五の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十八条の三第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

7 第二十六条第一項ただし書中「若しくは鳥類」を削り、同条第十項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

8 第二十五条第六項中「次に掲げる場合」を「同項に規定する鳥獣の保護を図るために必要があると認めること」に、「執る」を「とる」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

9 第二十八条第一項中「保護を図るために必要があると認めるときは、」に改め、同項第一号中「見地からその鳥獣の保護」を削り、同項第二号中「地域の鳥獣の保護の見地からその」を当該都道府県の区域内に改め、「当該都道府県内の」を削り、「前号の」を「前号に掲げる」に改め。

10 第二十八条の二第一項中「行おう」を「実施する」に改め、同条第二項中「行おう」を「実施しよう」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「行う」を「実施する」に改める。

11 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め。

12 第二十八条の二第一項中「保護を図る」に改め、同条第二項中「行おう」を「実施しよう」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「行う」を「実施する」に改める。

13 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め。

14 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

15 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

16 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

17 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

18 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

19 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

20 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

21 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

22 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

23 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

24 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

25 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

26 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

27 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

28 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

29 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

30 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

31 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

32 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

33 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

34 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

35 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

36 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

37 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

38 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

39 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

40 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

41 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

42 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

43 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

44 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

45 第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に改め、同条第三項中「生息地の保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に改め。

第三十六条中「次条において」を「以下」に改め  
る。

5 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付すことができる。

都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるところ。

中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

ある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かつて「(以下「住居集合地域等」という。)にお

いては」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を

使用したが黒髪の打窓等(→「附註金剛」)をう。)をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人 飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かつて、銃砲をして

はならない。  
第四章第一節中第三十八条の次に次の二条を加える。

(住居集合地域等における麻酔銃猟の許可)  
第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獣  
による生舌震農害に係る被害の防止の目的で麻酔

銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る麻醉銃獣が次の各号のいづれに該当する場合は、申請をしなければならない。

れかに該当する場合を除き、第一項の許可をして  
なければならない。

二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合

あるとき。  
都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとす

平成二十六年五月二十三日 参議院会議録第二十四号(その一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案





平成二十六年五月二十三日 参議院会議録第二十四号(その二)

八八

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第四条第二項第四号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「第二条第二項」を「第二条第七項」に改め、同項第五号中「防護柵」を「防護柵」に改め、同条第三項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条第四項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣保護計画」に改め、同条第三項中「及び」の下に「管理並びに第二項に規定する」に改める。

第九条第六項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「第五十五条第一項の」を「第五十五条第一項に規定する」に改める。  
第十一条第二項中「及び」の下に「管理並びに第二項に規定する」に改める。  
第十四条 環境省設置法平成十一年法律第一百一号の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

(環境省設置法の一部改正)  
第十二条 環境省設置法平成十一年法律第一百一号の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成又は変更)」に改め、同条中「都道府県知事を「環境大臣又は都道府県知事」に改め、「当該都道府県の区域内における」を削り、「特定鳥獣保護管理計画」を「特定希少鳥獣管理計画(鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう、以下同じ。)又は第二種特定鳥獣管理計画」に改める。

第七条の二の見出し及び同条第一項中「都道府県知事を「環境大臣又は都道府県知事」に改め

め、同条第二項中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県知事」に、「特定希少鳥獣管理計画」を「特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画」に、「その実施」を「これらの実施」に改め、「当該都道府県の区域内における」を削る。